

第18回 通常総代会資料

協同の成果

令和6年度 事業報告書

令和7年度 事業計画書



食・農・暮らしのそばに

JAあいち海部

● 第18回 通常総代会次第 ●

と き 令和7年6月24日（火）午前9時30分

ところ 津島市文化会館 大ホール

1. 開 会 の こ と ば
2. あ い さ つ
3. 議 長 選 任
4. 書 記 指 名
5. 議 事
6. 来 賓 祝 辞
7. 閉 会 の こ と ば

<目 次>

●ごあいさつ	
●総代会上程議案・報告事項1	2
●第1号議案	
◆事業報告	4
◆貸借対照表	19
◆損益計算書	20
◆剰余金処分案	22
●第2号議案	
令和7年度事業計画の設定について	
◆事業方針及び目標	27
◆支店運営方針	42
◆総合財務計画	48
◆総合損益計画	49
●報告事項2	
J Aバンク基本方針の一部変更について	50

ごあいさつ



第18回 J A あいち海部通常総代会の開催にあたり、ごあいさつ申し上げます。

平素より、組合員の皆様には J A 各事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

わが国の経済は、コロナ禍からの回復が進み、観光・飲食業を中心にインバウンド需要が高まる一方、円安や物価上昇の長期化が消費行動や生産コストに影響を与えています。さらに、農業分野においては、後継者不足や人口減少に伴う国内市場の縮小、農地の減少、国際情勢の不安定化による生産資材・燃料価格の高騰など、厳しい環境が続いています。

さらに、昨年から続く「令和の米騒動」とも称されるコメの品薄・価格高騰の問題は、国内の食料供給の脆弱性を改めて浮き彫りにしました。食料自給率向上や安定供給の重要性が再認識され、国の「食料・農業・農村基本法」の改正を含む政策の見直しが進められています。このような状況の中、昨年7月1日には J A あいち海部と J A 海部東が合併し、『新生 J A あいち海部』として新たな一步を踏み出しました。合併を契機に、より効率的で持続可能な経営体制を構築し、組合員の皆様へのサービス向上と地域農業の発展に取り組んでまいります。

具体的には、生産者の所得向上や経営安定を目指し、営農指導の充実、販売力の向上、労働力確保のための支援、後継者・新規就農者の育成による生産基盤の維持のほか、新技術の導入や省力化の推進、地域との連携強化を図りながら、持続可能な農業の実現を目指します。

さらに、国の「食料・農業・農村基本法」改正を見据え、食料安全保障の強化や地域農業の競争力向上に向けた取り組みが求められるなか、当 J A としても、時代の変化に適応しながら、組合員の皆様とともに未来を切り拓いていくため、第6次中期三カ年計画を策定し、令和8年度より実践してまいります。

今後も「新生 J A あいち海部」として、組合員の皆様とともに歩み、地域農業とくらしを支える存在であり続けるため、役職員一丸となって取り組んでまいりますので、皆様の変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和7年6月24日

あいち海部農業協同組合

代表理事組合長 平野 和実

第18回 通常総代会上程議案

(議決権行使のための総会参考書類)

報告事項1 令和6年度の貸借対照表、損益計算書、注記表の内容及び附属明細書並びに会計監査人の監査報告及び監事の監査報告について

別紙のとおり報告します。(19ページから21ページ、23ページから25ページをご覧ください。)

なお、注記表及び附属明細書については、法令及び定款第38条第5項に基づき、当組合ホームページ(<https://www.ja-aichiamama.com/>)に掲載しており、本総会参考書類及び決算関係書類には掲載していません。

決議事項

第1号議案 令和6年度の事業報告及び剰余金処分案について

令和6年度の事業報告及び剰余金処分案を確定させるために、別紙のとおり承認を求めます。
(4ページから18ページ、22ページをご覧ください。)

第2号議案 令和7年度事業計画の設定について

令和7年度事業計画を設定するために、別紙のとおり承認を求めます。
(27ページから49ページをご覧ください。)

第3号議案 役員の補欠選任について

理事1名が辞任により任期途中で退任するため、以下のとおり理事1名の選任を求めます。
なお、本総代会で選任された役員の任期は、令和8年6月通常総代会終結のときまでとなります。

理事候補者の略歴

氏 名 (生年月日) (地区・組合員資格等)	略 歴	所 信
伊藤 めぐみ (昭和54年1月18日) (神守・正組合員)	平成11年 4月 (農事) 白浜営農組合 入社 (17年間) 平成28年 4月 (農事) 白浜営農組合 代表理事就任 (4年間) 令和 1年12月 (株) 白浜営農 代表取締役就任 (現在に至る) 令和 5年 7月 津島市農業委員 (現在に至る) 令和 6年12月 神守土地改良区 理事 (現在に至る) 令和 6年12月 十三沖永土地改良区 理事 (現在に至る) 現在 農業 【認定農業者】	地域農業の担い手としての経験を活かし、組合員とJAの架け橋となれるよう誠心誠意努める所存でございます。

- (注) 1. 農業経営基盤強化促進法第13条第1項に定める認定農業者9名、農業協同組合法(以下、「農協法」という。)第30条第12項第2号で定める実践的能力者17名の計26名により、農協法第30条第12項の要件を満たしております。
2. 役員候補者と当組合との間における特別の利害関係は次のとおりです。
理事候補者伊藤めぐみ氏は、当組合との間に貸付の利用関係があります。
3. 当組合では、当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用の損害等を補填するものです。

第4号議案 令和7年度における理事及び監事の報酬額について

次のとおり承認を求めます。

- ① 理事の報酬等については、「役員報酬審議会」を設置し、そこで昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、「令和7年度の理事及び監事の報酬にかかる答申」が出されています。これを踏まえ、令和7年度における理事の報酬については総額10,400万円以内とし、各理事の報酬額、支払方法等についてはその範囲内において理事会に一任願います。
なお、理事は27名です。
- ② 監事の報酬等については、「役員報酬審議会」を設置し、そこで昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、「令和7年度の理事及び監事の報酬にかかる答申」が出されています。これを踏まえ、令和7年度における監事の報酬については総額1,800万円以内とし、各監事の報酬額、支払方法等についてはその範囲内において監事の協議に一任願います。
なお、監事は5名（うち員外監事は1名）です。

第5号議案 退任役員に対する役員退職慰労金の支給について

以下に記載する理事1名は辞任により本総代会終結のときをもって退任します。在任中の労に報いるため、役員退職慰労金規程に基づき、合併前を含めた理事在任期間に応じて総額1,300万円以内で退職慰労金を支給することについて、承認を求めます。なお、具体的金額、支給時期及び方法等については、理事会に一任願います。

また、役員退職慰労金規程を、総代会の終結までの間、本店に備え置きしています。

退任役員の略歴

氏 名	略 歴
大橋 義弘	平成20年6月 JA海部東 理事就任 平成26年6月 JA海部東 代表理事組合長就任 令和 6年7月 JAあいち海部代表理事副組合長就任（現任）

第6号議案 農産物の受検及び代金等の受領手続きの委任について

次の権限をこの組合に委任することについて承認を求めます。

- ① 令和6年産及び令和7年産米麦並びに大豆等農産物の受検に関する一切の権限
- ② 令和6年産及び令和7年産米麦並びに大豆等農産物の売渡し等に関して、政府並びに米穀安定供給確保支援機構等からの売渡代金、補助金等の交付申請、請求、受領及び返還に関する一切の権限
- ③ 市町村からの補助金の交付申請、請求、受領及び返還に関する一切の権限

附帯決議(案) この総代会において決議した事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び違算・誤字の訂正並びに法令その他行政庁の指示等により補正変更を必要とする場合には、その主旨に反しない範囲内においてその変更を理事会に一任願います。

報告事項2 J Aバンク基本方針の一部変更について

別紙のとおり報告します。（50ページから60ページをご覧ください。）

令和 6 年度の事業報告（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

1. 組合の事業活動の概況に関する事項

(1) 事業の全般的概況

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着きを見せ、経済活動の正常化やインバウンド需要の回復が進んだ一方で、世界的な経済情勢の不透明さや円安傾向に伴う物価上昇などにより、消費者の購買行動に影響を与える状況が続いています。

農業・JAを取り巻く環境においても、農業従事者の高齢化や後継者不足、資材価格の高止まりが依然として続き、農家にとって厳しい状況が続いています。

こうした状況のなか、海部地域の農業の発展と食・農・くらしを基軸とした海部地域になくてはならないJAを目指すため、JAあいち海部とJA海部東は令和6年7月1日に合併し、新生JAあいち海部として事業目標の達成に向けて役職員が一丸となって取り組んでまいりました。

その結果、組合員皆様のご理解とご協力により、購買品供給総取扱高44億円、販売品販売総取扱高82億円、貯金残高5,380億円、貸出金残高854億円、長期共済新契約高598億円となりました。

① 当該事業年度末日における主要な事業活動の内容と成果

指導事業

地域農業ビジョンの実現に向け、出向く活動による組合員ニーズの的確な把握と課題解決に取り組むとともに、関係部署と連携して部門横断的なサポートを実践しました。（総訪問件数2,125件）また、食農教育や農業体験を通じて地域農業への理解促進を図りました。（出前授業24校60回、お出迎え授業12校14回）

営農利用事業

担い手ニーズに基づき、米の出荷形態を紙袋からフレコンに一部移行し、物流の輸送力の確保とコスト抑制による生産者所得向上に取り組みました。（出荷量全体の46％）また、共同利用施設による労働力支援と効率的な運営に向けた体制整備を進めました。

農産事業

農業生産力向上と持続性の両立を実現するために、CO2排出量と化学農薬使用量の削減を目標に「みどりの食料システム戦略」に取り組みました。また、米の販売先との事前契約や複数年契約の拡大、集荷量の拡大により有利販売に努めました。（播種前出荷契約3,500俵）

園芸事業

生産履歴記帳及び国際水準GAPの確実な実践により、安全・安心に対する意識の向上と農産物の供給に努めました。また、生産履歴Web入力システムの利用推進により、記帳点検の効率化を図りました。（Web生産履歴利用者 新規79名 累計263名）

購買事業

肥料農薬の供給価格抑制のため、超大口仕入れ・見積合わせによる仕入れ価格の低減、指定日引取や園芸フェアの開催により組合員の生産コスト低減に取り組みました。また、担い手のニーズに沿った農業機械情報の提供並びに展示会を開催しました。（農機展示会開催7回）

店舗事業

集客力向上に向けたイベントやセール、栽培講習会や、SNSを活用した情報発信を通じて魅力ある店舗づくりに取り組みました。（LINEクーポン使用枚数10,709枚）

介護福祉事業

利用者本位のケアプランの充実やニーズに合わせた訪問介護サービスの提供、介護予防活動の充実及び、助け合い組織の維持・活性化に取り組みました。

燃料事業

快適で安全・安心なエネルギー機器やリフォームの提案活動、ガス設備や機器及び重油施設の保安点検活動に取り組みました。

やすらぎ事業

ご遺族のご要望や想いを最優先に考えた葬儀プランを提案し、魅力ある葬儀施行に取り組みました。

宅地等供給事業

組合員所有の不動産等の有効活用、組合員を対象とした顧問弁護士・顧問税理士による無料相談会の実施に取り組みました。

信用事業

地域農業金融機関として、組合員の皆様の持続可能な農業経営のサポートによる農業所得の向上と、地域の皆様のライフステージに寄り添った金融サービスの提供に努めるとともに、ネットバンク等の非対面チャネルの拡充に取り組み、情勢の変化に柔軟に対応した体制の構築を行いました。（ネットバンク契約者12,286名、J Aバンクアプリ契約者8,253名）

共済事業

豊かで安心して暮らせる地域社会づくりのため、組合員・利用者一人ひとりに寄り添い、安心と満足を提供することで組合員・利用者本位の業務運営に努めました。（3Q活動件数：全契約者の33.2%）

経営管理業務

総合J Aとして地域に必要とされるJ Aを目指し、組織基盤強化に向けて、未来の組合員リーダー育成を目的として組合員大学を開催したほか、准組合員の意思反映や女性部活動の活性化に取り組みました。

また、人的資本経営の実践に向けて、組織理念を念頭に置き、主体的に行動できる職員を育成し、地域農業や豊かなくらしの創出に向け、営農相談員・営農専門員・F P技能士の人材育成に取り組みました。

監査

内部統制システム基本方針に基づいた効果的な監査や、会計監査人及び中央会との連携を強化し、効率的な監査を実施しました。

② 事業の経過報告

年月日	処理事項	
R6.4.1	新入職員入組式	
4.16	会計監査人期末監査Ⅱ(5月7日～10日)	
4.24	監事監査(～25日、5月13日～15日)	
4.25	定例理事会・監事会(毎月下旬開催)	
4.30	たすけあいの会総会	
5.7	中央会期末監査(～8日)	
5.8	JAみえきたとの意見交換会	
5.23	青年部 花育活動(管内保育園)	
5.26	女性部 米こめ食らぶ	
6.5	地区別説明会南部地区(北部地区6日)	
6.19	第17回通常総代会	
7.1	新生 J A あいち海部発足式	
7.8	第7期組合員大学「みらいキャンパス」開講式(全4講)	
7.11	産直店舗出荷者大会	
7.29	会計監査人期中監査Ⅰ(11月11日～15日)	
8.9	新米初出荷式	
8.27	新生JAあいち海部女性部設立総会	
9.10	准組合員モニター会議(全3回)	
9.20	監事監査(25日～26日、30日)	
10.22	ゴルフ友の会ゴルフ大会	
11.5	監事監査(8日)	
11.9	事業利用者向けレンコン収穫体験	
11.11	中央会期中監査(～13日、15日)	
12.19	会計監査人期中監査Ⅱ(～20日、R7.2月14日、17日～18日)	
R7.1.20	女性部との意見交換会	
1.27	県常例検査(～28日、R7.2月4日～5日)	
1.30	総代研修会	
2.6	第3回れんこんグランプリ審査・表彰式	
2.12	金融店舗防犯総合訓練(神守支店)	
3.10	会計監査人期中監査Ⅲ(～12日)	
3.12	菜園倶楽部 開校式	
3.18	青年部との意見交換会	
3.24	監事監査(26日、28日、31日)	
3.31	会計監査人期末監査Ⅰ	

入組式

女性部 米こめ食らぶ

みらいキャンパス

准組合員モニター

第3回れんこんグランプリ

③ 当期における重要事項

令和6年7月1日、「あいち海部農業協同組合」と「海部東農業協同組合」は合併いたしました。なお、合併手続上「あいち海部農業協同組合」を存続組合としております。



④ 財務・事業成績の推移

(単位：千円)

区 分	項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (当期)
財 務	事 業 利 益	894,135	1,085,295	979,392	1,025,400
	経 常 利 益	1,204,662	1,379,958	1,304,711	1,355,976
	当 期 剰 余 金	704,661	1,060,272	1,011,057	1,019,858
	総 資 産	397,129,369	396,895,757	390,101,836	590,078,085
	純 資 産	26,248,903	26,362,636	26,952,121	40,820,400
	単 体 自 己 資 本 比 率	18.68%	19.04%	19.69%	20.26%
信 用 事 業	貯 金	363,424,430	365,306,236	358,365,549	538,004,277
	預 金	307,896,638	297,778,815	289,097,190	417,292,368
	貸 出 金	44,480,009	47,203,251	48,367,506	85,433,665
	有 価 証 券	19,904,061	26,880,080	27,312,498	47,234,823
	国 債	4,255,836	4,642,030	5,232,010	15,660,210
	そ の 他	15,648,224	22,238,050	22,080,488	31,574,613
共 済 事 業	長 期 共 済 保 有 高	706,239,577	684,786,329	662,222,658	927,289,778
	短期共済新契約掛金	930,279	917,363	900,549	1,217,804
購 買 事 業	購買品供給総取扱高	3,778,696	3,983,801	4,176,605	4,440,038
販 売 事 業	販売品販売総取扱高	6,889,144	6,849,373	6,925,889	8,230,807

(注) 令和6年7月1日に合併したことにより、令和6年度の財務指標等は令和5年度以前と比較して大幅に変動しております。

⑤ 組合が対処すべき重要な課題

- ・ 合併効果を発揮し、「食と農」を基軸とした、地域特性を最大限に活かした事業展開を行うこと。
- ・ 総合事業の効率的な運営により健全で持続性のある経営を確保すること。
- ・ J A の理念・事業戦略を踏まえた人材育成を行うこと。

なお、本事業年度における農業所得の向上に関する事項並びに組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映及び事業の利用に関する事項については、「自己改革工程表」に記載しております。

⑥ その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

・業務の適正を確保するための体制

当組合では、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定及び見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ロンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ロンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合及び関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

<運用状況について>

- ・基本理念及びコンプライアンス規程、倫理綱領、行動規範等を定め、役職員の法令等遵守の周知に努めている。コンプライアンスにかかる具体的な実施計画として「全般統制整備」を毎年度策定し、その進捗状況を各部署が管理、定期的にコンプライアンス委員会にて協議・検討のうえ理事会へ報告している。また、重要な事実を発見した場合の監事・理事会への報告・協議体制を整備している。
- ・マネー・ロンダリング管理システムの導入により随時利用者の動向を注視し、金融犯罪防止の管理態勢を構築している。また、年2回理事会にてマネー・ロンダリングの状況報告することで理事の積極的な関与も図っている。
- ・組織内の「JA内部通報窓口」と組織外の「愛知県下JAホットライン」2つの相談窓口の設置・運営により、不法行為の早期発見及び改善に努めている。
- ・取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制整備について、内部者取引管理規則を策定し、役職員への周知徹底により対応している。
- ・各事業部門から独立した内部監査部署にて、法令等遵守体制も含めた内部統制の適切性・有効性の検証・評価を実施している。監査の結果については、理事会に報告するとともに、不備事項については速やかに必要な対策を講じている。また、定期的な三者（監事、内部監査人、会計監査人）の打合せに加え、中央会業務監査との情報連携を図っている。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

<運用状況について>

- ・文書管理規程に基づき、職務執行にかかる文書情報を適切に保存・管理している。
- ・情報セキュリティ基本方針及び個人情報保護方針、関連規程等に基づき、重要情報を保存・管理し、重要性に応じてリスクの対応を図るとともに、サイバーセキュリティ事案の未然防止と発生時の迅速な復旧対応ができるよう態勢を整備している。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

<運用状況について>

- ・組合をとりまく各リスクを把握、分析、評価し、重要なリスクを理事会で選定したうえで各リスクの指標を定め、そのモニタリングを行い四半期ごとに理事会に報告・協議している。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

<運用状況について>

- ・職制規程の適宜見直しにより、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行している。また、事業計画（部門別計画含む）を策定し、月次で進捗管理している。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

<運用状況について>

- ・当組合では、監事監査を実効的なものとするため、理事会等の重要な会議を通じて、監事に対し情報提供を行うとともに、監事と代表理事との定期的な意見交換の場を設けている。また、内部監査部署は、監事との緊密な連携を通じて監査機能の実効性の向上に努めている。

6. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

<運用状況について>

- ・経理規程や決算基準等を整備し、それらに基づき適切な会計処理を行っている。また、適切な財務諸表を作成する体制を構築するために、決算担当部署である経理電算課に適切な人員を配置するとともに、外部研修への受講等により人材育成に取り組んでいる。
- ・財務諸表作成にかかる正確性を検証するために、チェックリスト方式による確認を行うとともに、内部監査部署が決算業務にかかる内部管理体制の適正性・有効性を検証している。これらの過程を経て、適切な財務情報とその適正性、内部監査の有効性について、毎年度、ディスクロージャー誌にて開示等を行っている。

7. 県中央会の業務監査、経営相談との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用を図るため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

<運用状況について>

- ・県中央会の業務監査による経営上の重大なリスクに対する統制状況の検証、拠点往査等により、内部統制システムの運用状況について外部目線による評価を受けている。また、県中央会の業務監査の指摘事項について、改善に取り組むとともに、内部監査も活用してその改善状況をフォローしている。
- ・経営上の各種課題について、県中央会からの情報提供及び経営相談により早期にリスクを認識し、課題解決を図っている。

2. 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 総代会の開催状況及び重要な事項の決議事項

通常総代会（令和6年6月19日 午前9時30分開催）

総代会日現在総代数		497名
出席総代数	実際に出席した総代	146名
	代理人	一名
	書面	292名
	計	438名

重要な議事及び決議事項

報告事項 令和5年度の貸借対照表、損益計算書、注記表の内容及び附属明細書並びに会計監査人の監査報告及び監事の監査報告について

決議事項

第1号議案 令和5年度の事業報告及び剰余金処分案について

第2号議案 定款及び定款附属書総代選挙規程の一部変更について

第3号議案 令和6年度事業計画の設定について

第4号議案 役員の選任について

第5号議案 令和6年度における理事及び監事の報酬額について

第6号議案 役員退任に対する役員退職慰労金の支給について

第7号議案 農産物の受検及び代金等の受領手続きの委任について

附帯決議(案) この総代会において決議した事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び違算・誤字の訂正並びに法令その他行政庁の指示等により補正変更を必要とする場合には、その主旨に反しない範囲内においてその変更を理事会に一任願います。

上記の議案については、原案のとおり承認可決されました。

(2) 組合員の状況

① 組合員の数及びその増減

(単位：組合員数)

資 格 区 分			前期末	当期加入	当 期 脱 退					当期末	増 減
					持分全部 の譲渡	資格 喪失	死亡又は 解散	除名	合計		
正組合員	個 人		7,711	3,615	32	8	273	-	313	11,013	3,302
	法人	その他の法人	30	7	1	-	-	-	1	36	6
准組合員	個 人		14,217	8,349	217	72	321	-	610	21,956	7,739
	農 事 組 合 法 人		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 の 団 体		45	3	-	-	1	-	1	47	2
合 計			22,003	11,974	250	80	595	-	925	33,052	11,049
摘 要											
1. 当期末正組合員戸数					10,472戸						
2. 当期末准組合員戸数					19,496戸						

② 出資口数とその増減、その他の出資の状況

(単位：口)

資 格 区 分			前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末
正組合員	個 人		8,042,280	1,797,760	369,798	9,470,242
	法人	そ の 他 の 法 人	39,200	1,600	100	40,700
	計		8,081,480	1,799,360	369,898	9,510,942
准組合員	個 人		2,521,683	834,453	134,590	3,221,546
	農 事 組 合 法 人		-	-	-	-
	そ の 他 の 団 体		59,245	205	20	59,430
	計		2,580,928	834,658	134,610	3,280,976
処 分 未 済 持 分			71,830	110,653	62,825	119,658
合 計			10,734,238	2,744,671	567,333	12,911,576
摘 要						
1. 出資1口金額			100円			
2. 当期末払込済出資総額			1,291,157,600円			
3. 1正組合員当たり出資金額			86,079円			
4. 1組合員の持口最高限度			30,000口			

(注) 令和6年7月1日に合併したことにより、令和6年度の組合員数等は令和5年度以前と比較して大幅に変動しております。

(3) 役員の状況

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤 の別	代表権の 有無	担当その他	農協法第30条第12項 に基づく要件
代表理事組合長	平野 和実	常勤	有		認定農業者
代表理事副組合長	大橋 義弘	常勤	有		実践的能力者
専務理事	平野 雅仁	常勤	無	コンプライアンス・リスク担当	実践的能力者
常務理事	城 一司	常勤	無	管理担当	実践的能力者
常務理事	伊藤 一幸	常勤	無	営農担当	実践的能力者
常務理事	早川 精彦	常勤	無	くらし・相談担当	実践的能力者
常務理事	黒宮 薫	常勤	無	金融・共済担当	実践的能力者
理事	中野 俊郎	非常勤	無	総務委員会委員長	認定農業者
理事	伊藤 秀康	非常勤	無	総務委員会副委員長	実践的能力者
理事	加藤 保	非常勤	無	総務委員	認定農業者
理事	佐藤 弘子	非常勤	無	総務委員	実践的能力者
理事	田中 幸正	非常勤	無	総務委員	実践的能力者
理事	堀田 守	非常勤	無	総務委員	実践的能力者
理事	馬淵 秀子	非常勤	無	総務委員	実践的能力者
理事	鈴木 良法	非常勤	無	金融共済委員会委員長	認定農業者
理事	山田 宗一	非常勤	無	金融共済委員会副委員長	認定農業者
理事	伊藤由利子	非常勤	無	金融共済委員	実践的能力者
理事	太田 愛子	非常勤	無	金融共済委員	
理事	鬼頭 弘子	非常勤	無	金融共済委員	実践的能力者
理事	安井 誠	非常勤	無	金融共済委員	実践的能力者
理事	伊藤 廣	非常勤	無	経済委員会委員長	認定農業者
理事	毛利 元保	非常勤	無	経済委員会副委員長	実践的能力者
理事	伊藤 孝彦	非常勤	無	経済委員	実践的能力者
理事	児玉 学	非常勤	無	経済委員	認定農業者
理事	杉浦 昌子	非常勤	無	経済委員	認定農業者
理事	高木 淑好	非常勤	無	経済委員	実践的能力者
理事	成田 照幸	非常勤	無	経済委員	実践的能力者
代表監事	立松 久男	非常勤			
常勤監事	伊藤 裕之	常勤			
監事	加藤 康利	非常勤			
監事	飛田 勝	非常勤			
監事	井木 達也	非常勤		員外監事	

※ 常務理事 黒宮 薫氏は、農協法第30条第3項の信用事業を担当する専任の理事です。

(注) 1. 農業経営基盤強化促進法第13条第1項に定める認定農業者8名、農業協同組合法(以下、「農協法」という。)第30条第12項第2号で定める実践的能力者18名の計26名により、農協法第30条第12項の要件を満たしております。

2. 理事のうち、農協法第30条第12項第2号の規定に該当する者(実践的能力者)は次のとおりです。当該理事については、経験や実績等から、当組合の行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有すると判断しております。

- ① 生産部会の代表者または生産部会の代表であった者
- ② 市場または直販において農畜産物を販売している者
- ③ 経営所得安定対策交付金の対象となる要件を満たさない集落営農組織の役員
- ④ 農業経営士・青年農業士・農村生活アドバイザー(経験者含む)
- ⑤ 市場関係者であった者
- ⑥ 農畜産物を扱う法人経営者
- ⑦ 当組合の青年部員または青年部員であった者
- ⑧ 女性部、たすけあい組織の役員(支部役員含む)または役員であった者
- ⑨ 国または県の職員で、農業振興に関連する業務を経験した者
- ⑩ 市町村の職員で、農業振興に関連する業務を経験した者
- ⑪ 農業委員会の経験者
- ⑫ 当組合が定款に定め実施している事業に従事していた者
- ⑬ 総合農協(連合会含む)に従事した者
- ⑭ 当組合の役員経験者
- ⑮ 株式会社の代表取締役であった者
- ⑯ 株式会社の管理職であった者
- ⑰ 法人経営に関わる専門的な国家資格を有しており、一定の業務経験を有する者(弁護士・司法書士・公認会計士・税理士・行政書士・社会保険労務士等)

3. 当組合では、当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を補填するものであります。

(4) 職員の状況

① 職員数の増減、その他職員の状況

(単位：人)

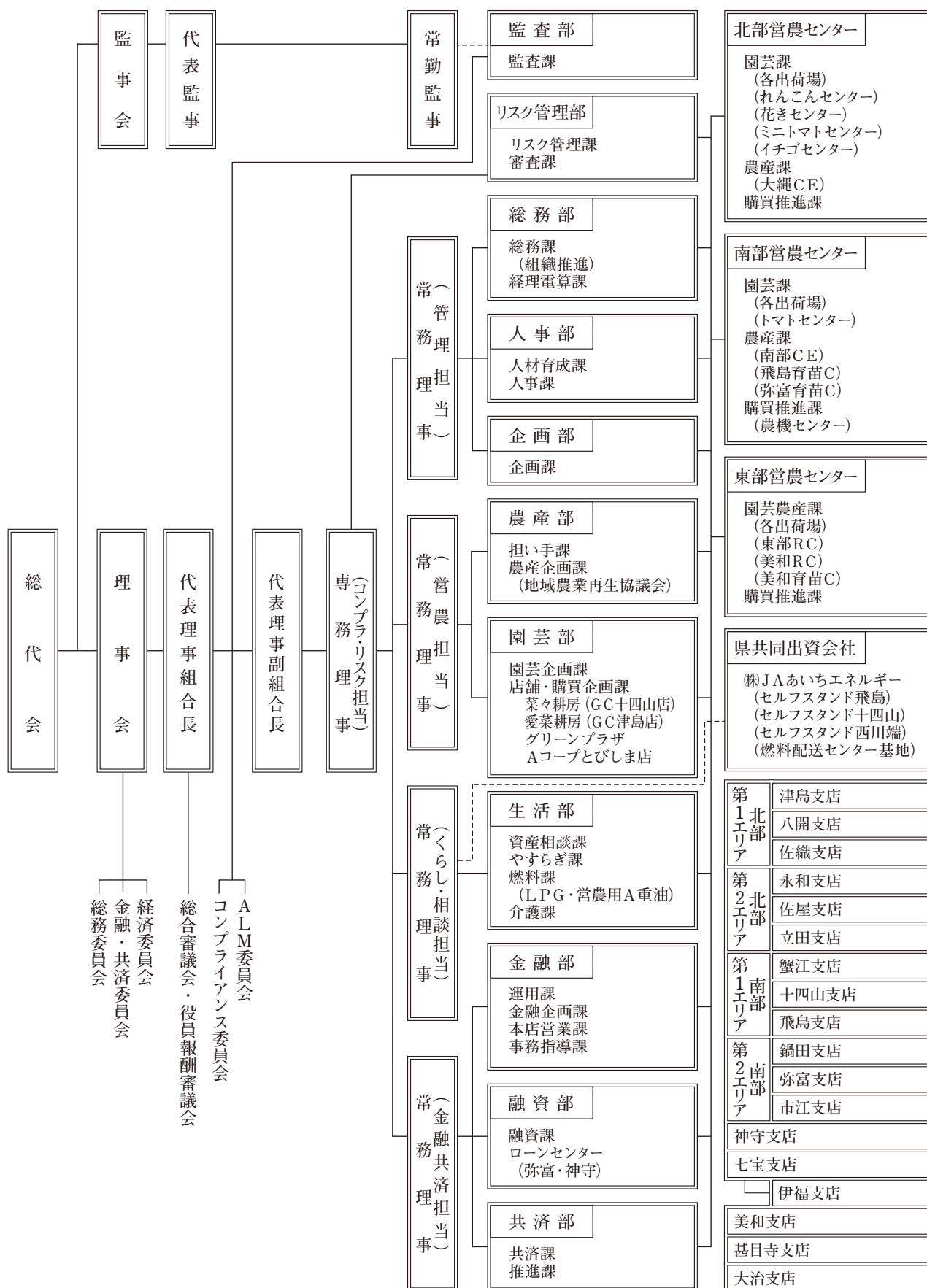
区 分		前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末
職員数	一 般 職 員	290	132	32	390
	営 農 指 導 員	22	17	-	39
合 計		312	149	32	429
う ち 常 勤 嘱 託		40	11	10	41
う ち 出 向 者		5	-	-	5

(注) 職員数は出向者、休職者及び常勤嘱託等を含んでおり、被出向者及び臨時的又は季節的雇用者を含んでいません。
また、令和6年7月1日に合併したことにより、令和5年度以前と比較して大幅に変動しております。

(5) 組織の構成

① 組合の機構

令和7年3月31日現在



※市江支店、伊福支店は金融業務取扱限定店舗になります。

② 組合員組織

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
生 産 組 合	10,472人	分 葱 部 会	15人
営 農 組 合	469人	春 菊 部 会	7人
農 作 業 受 託 部 会	66人	ほ う れ ん 草 部 会	55人
イ チ ゴ 組 合	64人	小 松 菜 部 会	40人
ト マ ト 部 会	54人	モ ロ ヘ イ ヤ 部 会	34人
れ ん こ ん 組 合	163人	グ リ ー ン リ ー フ 部 会	6人
切 花・鉢 物 部 会	69人	蔬 菜 組 合	64人
産 直 部 会	536人	シ ソ 部 会	8人
エ コ 部 会	15人	カ リ フ ラ ワ ー 部 会	6人
ナ ス 組 合	13人	ピ ー マ ン 組 合	3人
フ キ 組 合	2人	朝 市 部 会	53人
レ タ ス 部 会	5人	畜 産 関 係	10人
さ さ げ 組 合	11人	農 業 簿 記 研 究 会	435人
ツ ミ ナ 組 合	13人	農 業 経 営 研 究 会	51人
ナ バ ナ 組 合	8人	資 産 管 理 部 会	105人
大 根 組 合	62人	青 年 部	26人
人 参 組 合	29人	女 性 部	738人
キ ャ ベ ツ 部 会	5人	わ か ば 会	13人
ミ ニ 野 菜 組 合	4人	神 守 壮 年 者 友 の 会	30人
水 耕 葉 菜 部 会	21人	た す け あ い の 会	51人
ス イ ー ト コ ー ン 部 会	3人	な の 花 の 会	50人
ネ ギ 部 会	51人	年 金 友 の 会	19,232人

当組合の組合員組織を記載しています。

(6) 施設の設置状況

① 組合の施設の状況

種別	名 称	面 積 等	所 在 地	摘 要
本・支店				
	本 店	3,191㎡	津島市大縄町9-63	
	津 島 支 店	485㎡	津島市藤浪町1-52	
	永 和 支 店	633㎡	愛西市大井町七川北72-1	
	佐 屋 支 店	829㎡	愛西市柚木町東田面822	
	立 田 支 店	736㎡	愛西市石田町宮前2-1	
	八 開 支 店	671㎡	愛西市江西町川原8	
	佐 織 支 店	879㎡	愛西市諏訪町郷西495-1	
	蟹 江 支 店	1,195㎡	蟹江町宝1-260	
	十 四 山 支 店	561㎡	弥富市鍋平3-51	南部営農センター敷地内
	飛 島 支 店	1,526㎡	飛島村大字松之郷1-52-1	
	鍋 田 支 店	1,244㎡	弥富市寛延2-96	
	弥 富 支 店	1,339㎡	弥富市鯛浦町上六50	
	市 江 支 店	578㎡	愛西市本部田町宮ノ切252-1	
	神 守 支 店	2,541㎡	津島市神守町字中町15	
	七 宝 支 店	584㎡	あま市七宝町桂河原22	
	伊 福 支 店	241㎡	あま市七宝町伊福参之割32-1	
	美 和 支 店	665㎡	あま市花正長島8-1	
	甚 目 寺 支 店	708㎡	あま市西今宿八反田68	
	大 治 支 店	751㎡	大治町大字馬島字大道西240-1	
営農センター等農業関連施設				
	総 合 支 援 セ ン タ ー	1,664㎡	弥富市鍋平3-45-1	
	南 部 営 農 セ ン タ ー	2,702㎡	弥富市鍋平3-51	
	南部カントリーエレベーター	2,000 t	弥富市寛延2-56	国・県補助金
	ト マ ト セ ン タ ー	2,730㎡	弥富市寛延2-47	国庫補助金
	十 四 山 資 材 倉 庫	1,268㎡	弥富市東蜷1-6	補助金
	十 四 山 育 苗 圃 場	536㎡	弥富市子宝3-93	
	飛 島 育 苗 セ ン タ ー	2,120㎡	飛島村大字渚4-29	国庫補助金
	弥 富 育 苗 セ ン タ ー	649㎡	弥富市荷之上町権七走733	補助金
	北 部 営 農 セ ン タ ー	1,020㎡	津島市大縄町9-63	国・県補助金
	大縄カントリーエレベーター	4,550 t	津島市大縄町9-84	国・県・市町村
	北部営農センター園芸課	211㎡	愛西市早尾町晩稲場36-1	
	れ ん こ ん セ ン タ ー	3,422㎡	愛西市早尾町晩稲場36-1	国・市町村
	花 き セ ン タ ー	667㎡	愛西市早尾町晩稲場36-1	国庫補助金
	ミニトマトセンター	367㎡	愛西市早尾町晩稲場36-1	国庫補助金
	イチゴセンター	2,295㎡	愛西市早尾町晩稲場36-1	国庫補助金
	立 田 肥 料 倉 庫	720㎡	愛西市小茂井町南屋敷1-2	
	北部営農センター粃殻倉庫	1,818㎡	愛西市山路町大割36-1,32 ～ 36-2	国・県補助金
	イチゴ苗増殖施設	940㎡	愛西市早尾町晩稲場41,42-1	県補助金
	東 部 営 農 セ ン タ ー	1,131㎡	津島市荻原町字郷東47	補助金
	東部営農センター資材倉庫	830㎡	津島市荻原町字郷東45	
	東部ライスセンター	1,010㎡	津島市荻原町字郷東40	補助金
	東部ライスセンター粃殻倉庫	273㎡	津島市荻原町字郷東51	補助金
	東部ライスセンター粃殻堆肥化施設	648㎡	津島市荻原町字郷東52,53	補助金
	美和ライスセンター	1,097㎡	あま市二ツ寺五反地29	補助金
	美和育苗センター	1,327㎡	あま市二ツ寺五反地35	補助金
	美和ライスセンター資材倉庫	117㎡	あま市二ツ寺五反地23	補助金
	旧 飛 島 営 農 セ ン タ ー	906㎡	飛島村大字松之郷1-71-3	
	立 田 集 荷 場	314㎡	愛西市石田町宮東74,75-1	
	立 田 集 荷 場	99㎡	愛西市小茂井町松下4-2	
	八 開 集 荷 場	299㎡	愛西市江西町川原8	
	八 開 集 荷 場	388㎡	愛西市江西町川原8	

第 1 号 議 案

種別	名 称	面 積 等	所 在 地	摘 要
営農センター等農業関連施設				
	佐 織 集 荷 場	207㎡	愛西市町方町八田野30	
	十 四 山 集 荷 場	513㎡	弥富市鍋平3-51	
	飛 島 集 荷 場	299㎡	飛島村大字渚4-26	
	鍋 田 出 荷 場	844㎡	弥富市寛延2-56	
	鍋 田 出 荷 場	185㎡	弥富市寛延2-56	
	鍋 田 出 荷 場	348㎡	弥富市鍋田町稲山190	
	市 江 集 荷 場	871㎡	愛西市本部田町宮ノ切257	
	美 和 出 荷 場	272㎡	あま市二ツ寺五反地23	補助金
	大 治 出 荷 場	37㎡	大治町大字ハツ屋字堤添99-1	
	大 縄 低 温 倉 庫	776㎡	愛西市雀ヶ森町開田3-1	
	立 田 低 温 倉 庫	450㎡	愛西市小茂井町中屋敷2-1	
	蟹 江 低 温 倉 庫	379㎡	蟹江町南一丁目57番地	
	十 四 山 低 温 倉 庫	182㎡	弥富市東蜷1-6	
	十 四 山 低 温 倉 庫	372㎡	弥富市東蜷1-6	
	飛 島 低 温 倉 庫	482㎡	飛島村大字渚1-33	
	飛 島 低 温 倉 庫	420㎡	飛島村大字渚4-29	
	鍋 田 低 温 倉 庫	1,260㎡	弥富市寛延2-56	県補助金
	東部ライスセンター低温倉庫	934㎡	津島市菰原町字郷東40	
	美和ライスセンター低温倉庫	393㎡	あま市二ツ寺五反地24	補助金
	北部営農センター資材保管庫	736㎡	津島市大縄町9-63	
	荷 受・玄 米 検 査 室	445㎡	愛西市雀ヶ森町開田3-1	
	飛 島 農 業 倉 庫	348㎡	飛島村大字渚1-33	
ガソリンスタンド				
	セルフスタンド 飛 島	690㎡	飛島村大字松之郷1-51	
	セルフスタンド 十 四 山	126㎡	弥富市鍋平3-55-6	
	セルフスタンド 西 川 端	119㎡	愛西市西川端町小城158	
	鍋 田 一 般 取 扱 所	688㎡	弥富市間崎1-47	
	海 部 西 部 基 地	744㎡	愛西市森川町一番割75-1	
グリーンセンター				
	グリーンセンター津島店 (愛 菜 耕 房)	722㎡	津島市大縄町9-71-1	
	グリーンセンター十四山店 (菜 々 耕 房)	495㎡	弥富市鍋平3-55-5	
グリーンプラザ				
	グ リ ー ン プ ラ ザ	250㎡	津島市菰原町字郷東48-1	補助金
Aコープ				
	A コ ー プ と び し ま 店	644㎡	飛島村大字松之郷1-51	
関連施設				
	ロ ー ン セ ン タ ー 弥 富		弥富市鯛浦町上六50	弥富支店内
	ロ ー ン セ ン タ ー 神 守		津島市神守町字中町15	神守支店内
	旧 十 四 山 支 店	1,740㎡	弥富市子宝4-47	
店舗外機械装置(ATM)				
	ヨ シ ツ ヤ 津 島 本 店		津島市大字津島字北新開351	
	立 田 南 店	21.3㎡	愛西市山路町小割8	
	海 南 病 院 店		弥富市前ヶ須町南本田396	
	西 川 端 店	386㎡	愛西市西川端町上兼48	
合 計			88箇所	

② 共済事業の委託施設の状況

ア. 代理業者数の推移

項 目	前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末
共済代理店数	55	18	5	68

(注) 令和6年7月1日に合併したことにより、令和6年度の代理店数は令和5年度以前と比較して大幅に変動しております。

貸 借 対 照 表

令和6年度 [令和7年3月31日現在]

(あいち海部農業協同組合)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
1. 信 用 事 業 資 産	554,235,106	1. 信 用 事 業 負 債	544,069,595
(1)現 金	1,894,340	(1)貯 金	538,004,277
(2)預 金	417,292,368	(2)借 入 金	4,519,980
系 統 預 金	417,290,923	(3)そ の 他 の 信 用 事 業 負 債	1,545,337
系 統 外 預 金	1,444	未 払 費 用	221,853
(3)有 価 証 券	47,234,823	そ の 他 の 負 債	1,323,484
国 債	15,660,210	2. 共 済 事 業 負 債	1,490,490
地 方 債	3,988,823	(1)共 済 資 金	645,919
政 府 保 証 債	691,460	(2)未 経 過 共 済 付 加 収 入	813,874
社 債	25,531,790	(3)共 済 未 払 費 用	11,488
受 益 証 券	1,362,540	(4)そ の 他 の 共 済 事 業 負 債	19,207
(4)貸 出 金	85,433,665	3. 経 済 事 業 負 債	1,258,288
(5)そ の 他 の 信 用 事 業 資 産	2,537,564	(1)経 済 事 業 未 払 金	541,758
未 収 収 益	2,472,019	(2)経 済 受 託 債 務	695,590
そ の 他 の 資 産	65,545	(3)そ の 他 の 経 済 事 業 負 債	20,939
(6)貸 倒 引 当 金	△ 157,656	4. 雑 負 債	742,340
2. 共 済 事 業 資 産	20,046	(1)未 払 法 人 税 等	217,857
(1)そ の 他 の 共 済 事 業 資 産	20,046	(2)資 産 除 去 債 務	44,930
3. 経 済 事 業 資 産	1,863,372	(3)そ の 他 の 負 債	479,553
(1)経 済 事 業 未 収 金	1,060,023	5. 諸 引 当 金	1,696,970
(2)経 済 受 託 債 権	522,983	(1)賞 与 引 当 金	265,771
(3)棚 卸 資 産	309,408	(2)退 職 給 付 引 当 金	1,017,069
購 買 品	283,305	(3)役 員 退 職 慰 労 引 当 金	76,866
そ の 他 の 棚 卸 資 産	26,102	(4)ポ イ ン ト 引 当 金	85,290
(4)そ の 他 の 経 済 事 業 資 産	289	(5)特 例 業 務 負 担 金 引 当 金	251,972
(5)貸 倒 引 当 金	△ 29,332	負 債 の 部 合 計	549,257,685
4. 雑 資 産	651,710	(純 資 産 の 部)	
5. 固 定 資 産	7,791,579	1. 組 合 員 資 本	45,909,610
(1)有 形 固 定 資 産	7,759,552	(1)出 資 金	1,291,157
建 物	10,781,707	(2)利 益 剰 余 金	44,630,419
機 械 装 置	2,310,772	利 益 準 備 金	5,259,673
土 地	3,607,677	そ の 他 利 益 剰 余 金	39,370,745
リ ー ス 資 産	131,415	特 別 積 立 金	23,687,410
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,429,921	施 設 整 備 等 積 立 金	7,997,500
減 価 償 却 累 計 額	△ 11,501,940	地 域 農 業 振 興 積 立 金	1,720,000
(2)無 形 固 定 資 産	32,026	リ ス ク 対 策 積 立 金	3,800,000
6. 外 部 出 資	24,917,485	税 効 果 調 整 積 立 金	598,783
(1)外 部 出 資	24,917,485	当 期 未 処 分 剰 余 金	1,567,050
系 統 出 資	24,875,795	(うち 当 期 剰 余 金)	(1,019,858)
系 統 外 出 資	41,690	(3)処 分 未 済 持 分	△ 11,965
7. 繰 延 税 金 資 産	598,783	2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 5,089,210
		(1)そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 5,089,210
		純 資 産 の 部 合 計	40,820,400
資 産 の 部 合 計	590,078,085	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	590,078,085

損 益 計 算 書

令和6年度 [令和6年4月1日から令和7年3月31日まで]

(あいち海部農業協同組合)

(単位：千円)

科 目	金 額
1. 事業総利益	5,723,683
事業収益	10,998,449
事業費用	5,274,766
(1)信用事業収益	3,430,252
資金運用収益	3,184,179
(うち預金利息)	(2,198,779)
(うち有価証券利息)	(248,767)
(うち貸出金利息)	(652,724)
(うちその他受入利息)	(83,908)
役務取引等収益	109,553
その他経常収益	136,519
(2)信用事業費用	536,162
資金調達費用	374,126
(うち貯金利息)	(367,414)
(うち給付補填備金繰入)	(907)
(うち借入金利息)	(669)
(うちその他支払利息)	(5,134)
役務取引等費用	46,881
その他経常費用	115,153
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 86,125)
(うち貸出金償却)	(31)
信用事業総利益	2,894,090
(3)共済事業収益	1,423,836
共済付加収入	1,328,926
その他の収益	94,910
(4)共済事業費用	45,683
共済推進費用	40,410
共済保全費	4,693
その他の費用	578
共済事業総利益	1,378,153
(5)購買事業収益	3,128,941
購買品供給高	2,860,469
購買手数料	171,885
その他の収益	96,586
(6)購買事業費用	2,563,536
購買品供給原価	2,449,242
購買品供給費	71,846
その他の費用	42,447
(うち貸倒引当金繰入額)	(6,879)
購買事業総利益	565,404
(7)販売事業収益	2,326,755
販売品販売高	2,041,078
販売手数料	186,854
その他の収益	98,822
(8)販売事業費用	1,973,733
販売品販売原価	1,909,453
その他の費用	64,279
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 373)
販売事業総利益	353,022

(単位：千円)

科 目	金 額
(9)保 管 事 業 収 益	38,671
(10)保 管 事 業 費 用	5,554
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 1)
保 管 事 業 総 利 益	33,116
(11)利 用 事 業 収 益	705,861
(12)利 用 事 業 費 用	221,397
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 2,029)
利 用 事 業 総 利 益	484,464
(13)宅 地 等 供 給 事 業 収 益	23,978
(14)宅 地 等 供 給 事 業 費 用	5,386
宅 地 等 供 給 事 業 総 利 益	18,591
(15)指 導 事 業 収 入	18,480
(16)指 導 事 業 支 出	21,640
指 導 事 業 収 支 差 額	△ 3,160
2. 事 業 管 理 費	4,698,282
(1)人 件 費	3,030,762
(2)業 務 費	633,274
(3)諸 税 負 担 金	99,447
(4)施 設 費	910,676
(5)そ の 他 事 業 管 理 費	24,122
事 業 利 益	1,025,400
3. 事 業 外 収 益	408,067
(1)受 取 雑 利 息	761
(2)受 取 出 資 配 当 金	277,101
(3)賃 貸 料	20,965
(4)商 権 利 用 料	30,360
(5)雑 収 入	78,879
4. 事 業 外 費 用	77,492
(1)寄 付 金	1,185
(2)貸 貸 費 用	8,964
(3)雑 損 失	67,342
経 常 利 益	1,355,976
5. 特 別 利 益	13,266
(1)一 般 補 助 金	13,266
6. 特 別 損 失	42,774
(1)固 定 資 産 処 分 損	1,321
(2)固 定 資 産 圧 縮 損	13,266
(3)減 損 損 失	330
(4)退 職 給 付 費 用	27,856
税 引 前 当 期 利 益	1,326,467
法人税、住民税及び事業税	287,648
法 人 税 等 調 整 額	18,960
法 人 税 等 合 計	306,609
当 期 剰 余 金	1,019,858
当 期 首 繰 越 剰 余 金	525,731
施設整備等積立金取崩額	2,500
税効果調整積立金取崩額	18,960
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,567,050

(注) 令和6年7月1日に合併したことにより、当期首繰越剰余金が281,971千円増加しております。

令和 6 年度 剰余金処分案

(単位：円)

科 目	金 額
1. 当 期 未 処 分 剰 余 金	1,567,050,735
2. 剰 余 金 処 分 額	1,117,103,626
(1) 任 意 積 立 金	1,053,500,000
施 設 整 備 等 積 立 金	2,500,000
リ ス ク 対 策 積 立 金	1,051,000,000
(2) 出 資 配 当 金	12,759,272
(3) 事 業 分 量 配 当 金	50,844,354
3. 次 期 繰 越 剰 余 金	449,947,109

(注) 1. 出資配当は、年 1 % の割合です。

2. 特別配当金(事業分量配当金)の基準は次のとおりです。

1) 信用事業：定期性貯金平均残高 10,000円につき 1.76円 の割合

2) 共済事業：長期共済保障額(生活保障特約及び収入保障特約を除く) 1,000,000円につき 49.5円 の割合

3. 任意積立金のうち、目的積立金の種類、積立目的、積立基準、取崩基準、積立目標額、剰余金処分後積立額は次のとおりです。

1) 地域農業活性化積立金については、地域農業振興積立金から名称変更を行うとともに、取崩基準を明確にするため、積立目的を変更しております。

2) リスク対策積立金については、金利の上昇等による債券の価格変動リスクに対応するため、有価証券を処分した際も取り崩すことができるよう積立目的・積立目標額を変更しております。

(単位：千円)

種 類	目的、積立基準及び取崩基準	積立目標額	剰余金処分後積立額
地域農業活性化積立金	地域農業の活性化に貢献するために実施する営農指導事業、営農部会組織の発展のために実施する取組、新たな農業者の育成のために実施する取組、及び農業資材等の予期せぬ価格高騰に対する農業所得の激変緩和のために実施する助成等にかかる多額の支出に備え資金の積み立てを行います。これらの目的のために支出した年度において相当額を理事会の決議を経て取り崩します。	1,720,000	1,720,000
施 設 整 備 等 金	中長期的に予定する施設取得、既存施設の修繕整備や除却・処分、大型施設投資に係る減価償却費等の発生、並びに情報システム開発、更新、利用及び機器取得等の投資に備え資金の積み立てを行います。取り崩しは投資年度より行うこととし、施設取得等の場合は自己資金相当額を 5 年にわたり均等、情報システム及び機械設備の取得等の場合は自己資金相当額を 3 年にわたり均等に取り崩し、その後は費用相当額を発生年度に取り崩します。	8,000,000	8,000,000
リ ス ク 対 策 積 立 金	経済動向の悪化に伴う債権の貸倒や有価証券の処分・減損、地震・台風等の大規模自然災害、法令改正、会計基準の変更等による多額の損失の発生に備えて相当額を積み立てます。多額の損失が発生した場合には相当額以内で理事会の決議を経て取り崩します。	5,000,000	4,851,000
税 効 果 調 整 金	繰延税金資産(法人税等の前払部分)の剰余金を留保するために積み立てを行います。取り崩しは法人税等の前払金額が回収された年度において回収した金額を取り崩します。		598,783

4. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるため、定款第64条に定める教育情報繰越金として繰越額 82,000,000円が含まれています。

独立監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和7年5月20日

あいち海部農業協同組合
理事会 御中

みのり監査法人
東京都港区

指 定 社 員	公認会計士	乗松 敏隆
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	高橋 浩彦
業 務 執 行 社 員		

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、あいち海部農業協同組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、部門別損益計算書並びに事業別の明細である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、あいち海部農業協同組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監事の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の使用人等及び愛知県農業協同組合中央会と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みのり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月21日

あいち海部農業協同組合

代表監事 立松 久男 ㊟
常勤監事 伊藤 裕之 ㊟
監事 加藤 康利 ㊟

監事 飛田 勝 ㊟
監事 井木 達也 ㊟ ※

※監事井木達也は農協法第30条第14項に定める員外監事です。

部 門 別 損 益 計 算 書

令和6年度 [令和6年4月1日から令和7年3月31日まで]

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	11,096,777	3,430,252	1,423,836	5,056,086	1,178,361	8,240	
事業費用②	5,373,094	536,162	45,683	3,995,783	784,339	11,126	
事業総利益③ (①－②)	5,723,683	2,894,090	1,378,153	1,060,303	394,022	△ 2,886	
事業管理費④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑤')	4,698,282 (368,903) (3,030,762)	1,704,943 (87,783) (1,009,291)	978,484 (45,765) (757,173)	1,215,470 (204,632) (705,404)	609,802 (23,588) (409,235)	189,582 (7,132) (149,656)	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦')		315,235 (10,439) (109,848)	236,490 (7,831) (82,408)	220,321 (7,296) (76,773)	127,818 (4,232) (44,539)	46,742 (1,547) (16,288)	△ 946,608 (△ 31,349) (△ 329,858)
事業利益⑧ (③－④)	1,025,400	1,189,147	399,668	△ 155,167	△ 215,780	△ 192,468	
事業外収益⑨ ※うち共通分⑩	408,067	135,334 136,185	102,911 102,166	93,791 95,181	55,774 55,218	20,257 20,193	△ 408,946
事業外費用⑪ ※うち共通分⑫	77,492	22,409 22,409	16,811 16,811	25,862 15,661	9,086 9,086	3,322 3,322	△ 67,291
経常利益⑬ (⑧＋⑨－⑪)	1,355,976	1,302,072	485,768	△ 87,238	△ 169,092	△ 175,534	
特別利益⑭ ※うち共通分⑮	13,266	- -	- -	13,266 -	- -	- -	-
特別損失⑯ ※うち共通分⑰	42,774	9,790 9,602	7,203 7,203	20,249 6,711	4,107 3,893	1,423 1,423	△ 28,833
税引前当期利益⑱ (⑬＋⑭－⑯)	1,326,467	1,292,282	478,565	△ 94,222	△ 173,199	△ 176,958	
営農指導事業 分配賦額⑲		61,990	46,505	43,326	25,135	△ 176,958	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱－⑲)	1,326,467	1,230,291	432,059	△ 137,548	△ 198,334		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注) 損益計算書には各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を表示しておりますが、部門別損益計算書の「事業収益」「事業費用」については、各事業相互間の内部損益を除去していないため、金額は一致しません。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

人件費の構成割合に基づき配賦

(2) 営農指導事業

人件費の構成割合に基づき配賦

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合 計
共通管理費等	33.30	24.98	23.28	13.50	4.94	100.00
営農指導事業	35.03	26.28	24.49	14.20		100.00

第2号議案 令和7年度事業計画の設定について

基本方針

農業やJAを取り巻く環境は、組合員の高齢化や後継者不足による農業従事者の減少、人口減少に伴う農産物・食品の国内市場の縮小、さらには農地の宅地等への転用等による耕作面積の減少など、厳しい状況にあります。加えて、国際情勢の不安定化による生産資材の高騰・高止まりは依然として続いており、農業経営に深刻な影響を及ぼしています。

また、令和6年には天候不順やコスト高による生産減少に加え、流通のひっ迫が重なり、消費者の間でコメの供給に対する不安が広がったことから、「令和の米騒動」とも呼ばれる事態が発生いたしました。国民の間に食料安定供給への不安が一層広がることとなり、改めて食料安全保障の重要性が浮き彫りとなりました。

さらには、世界的な人口増加に伴う食料需要の拡大や、国際情勢の変動による供給リスクが高まる中で、政府や関係機関には、食料の安定供給体制の強化が強く求められています。

このような情勢の中、JAあいち海部は以下の4つの基本方針に基づき、第6次中期三カ年計画を策定し、令和8年度より実践してまいるとともに、地域農業の持続的発展と食料安全保障の強化に向けた取り組みを進めることで、将来にわたって地域農業を振興し、組合員・地域の負託に応えられる海部地区にはなくてはならない農業協同組合を目指してまいります。

(1) 活力ある「地域農業をつくる」

行政・関係団体と連携した担い手・産地づくり、総合力を活かした農家支援、共同利用施設の有効活用、有利販売の実践等により、活力ある地域農業づくりを進めます。

また、地域特性を活かした魅力ある直売所事業の展開や、食農教育活動の充実、デジタル接点の活用等により、地域農業のファン拡大に取り組みます。

(2) 組合員・地域に密着した事業展開

組合員・利用者のニーズやライフステージに応じた、総合力を活かした良質なサービスの提供と相談機能の発揮により、より身近で頼りになるパートナーを目指します。

(3) 組織基盤・経営基盤の確立・強化

組合員との対話を通じた意思反映の充実に努めるとともに、組合員組織の活性化に取り組みます。

また、経営管理・リスク管理の高度化と内部管理態勢の強化により、健全性の高い強固な経営基盤の構築を進めます。

(4) 次代を担う職員の育成

地域農業や組合員の豊かなくらしに貢献できる人材の定着・確保に向けて、JA理念や経営戦略を踏まえて主体的に行動できる職員の育成に取り組み、人的資本経営の実践を目指します。

●指導事業

Ⅰ. 事業方針

営農指導では、「地域農業ビジョン」の実現のため、組合員ニーズの把握と農業経営・農業生産の課題解決に向け、営農支援体制を整備するとともに、総合事業を通じた農業経営支援機能を発揮することによって、農家所得の向上と、魅力ある農業を目指して事業展開します。

Ⅱ. 重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
＜営農指導＞ (1)地域農業ビジョンの着実な実践 (2)みどりの食料システム戦略の実践 (3)中核的担い手との信頼関係の再構築 (4)生産力・産地力の強化による生産基盤の維持 (5)食農教育や農業体験を通じた地域農業への理解促進	①定期的な進捗管理と取組評価の実施によって、主要品目の販売高の向上、コスト低減化による農家所得向上を目指し支援・改善を続けます。 【生産部会：7団体】 ②化学肥料の使用低減、化学農薬の使用削減を推進し、環境負荷低減に取り組む持続可能な農業の実現を目指します。 ③出向く活動と総合性発揮によって、高度化する農家・法人の経営課題を解決します。 【選定農家訪問件数：担当職員月47件】 ④農業ICTツールの活用及びスマート農業の導入への支援を強化し、労力軽減や生産力の向上に寄与します。また、補助事業活用、農業融資により農家負担の軽減に向けた支援を続けます。 【提案件数：35件以上】 ⑤農業無料職業紹介事業及び超短期バイトアプリの活用支援、外国人材の雇用支援により安定的な労働力確保に取り組み、農業経営の維持・拡大に努めます。 【農業無料職業紹介事業雇用成立：20件以上】 ⑥意欲ある生産者の作付け面積拡大、後継者・新規就農者の育成による生産基盤の維持に努めます。 【経営意向調査の実施：1回 いちご・れんこん新規就農支援事業：研修生各2名以内】 ⑦「出前授業」や「お出迎え授業」を通じて、地域の子どもたちに農業について学習・体験してもらうことにより食と農の大切さを伝えます。 【出前授業：25校・70回、お出迎え授業：10校・10回】 ⑧部署間連携により、地域農業の応援団である准組合員を対象とした農業体験などを実施することで更なるファン作りに努めます。 【准組合員モニター：栽培・収穫体験1回】

※【 】内は、具体的な数値目標を示しています。

●営農利用事業

Ⅰ. 事業方針

農産施設では、地域特性を最大限に活かした事業展開と、広域化に伴う共同乾燥施設・育苗施設・共同選果施設の効果的・効率的な活用に取り組みます。

また、物流問題に対応するため、米の集荷・出荷形態を紙袋からフレコンに一部移行し、物流の輸送力の確保とコスト抑制による生産者所得向上に取り組みます。

園芸施設では、利用者との積極的な対話により選果施設や集出荷施設の効果的かつ効果的な活用をめめます。

Ⅱ. 重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
(1)担い手ニーズに基づく低コスト生産資材の取り組み	①フレコン集荷・出荷拡充による資材コスト低減に向けた取り組みを実施します。【出荷量全体の35%】
(2)共同利用施設による労働力支援と効率的な運営に向けた体制整備	②育苗施設・共同乾燥施設の計画的な稼働と均質な供給体制、物流の合理化を目指し、効率的な施設運営に取り組みます。 ③運送・物流業界における2024年問題の影響が懸念される中で、レンタルパレットを活用した集出荷体制及びフレコン集荷による物流の改善に取り組み、選ばれる産地を目指します。
(3)施設運用技能と保守・管理技術レベル向上の取り組み	④各センター（トマト、ミニトマト、レンコン、イチゴ）の効率的かつ安定的な運営に向け、農業の生産性向上に努め、取扱量の維持・拡大に取り組みます。 【トマトセンター：650,000箱、レンコンセンター（露地）340,000箱〈5kg換算〉、（ハウス）68,000箱、ミニトマトセンター：120,000箱、イチゴセンター：2,800,000pk〈250gpk換算〉】 ⑤各種研修会等への参加による施設運用技能と保守・管理技術レベル向上に取り組みます。 【各資格取得率 100%】

Ⅲ. 事業取扱計画

(単位：千円)

主要計画項目	本年度計画	前年度実績
取 扱 高	748,050	736,657
農 作 業 受 委 託	146,700	142,253
共 同 乾 燥 施 設	307,070	308,924
(北部)花き・れんこん・ミニトマトセンター	85,670	78,974
(北部)イチゴセンター	5,710	4,980
(南部)トマトセンター	118,900	103,541
育 苗 施 設	84,000	68,185
育 苗 取 扱 (箱)	100,000	112,503
米 乾 燥 調 製 (t)	11,100	11,465
麦 乾 燥 調 製 (t)	6,200	5,742
大 豆 取 扱 (t)	560	790

●農産事業

Ⅰ．事業方針

農産事業では、農地の保全に向けた相談対応の充実と、戦略作物の生産性向上と高品質・安定多収による農家所得の向上を目的とした技術支援に努めます。また、広域化に伴い海部・津島の水田農業の在り方について中核的担い手との対話を進め検討してまいります。

Ⅱ．重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
(1)中核的担い手等との意見交換と意向把握による相互理解と事業反映	①部会組織等との意見・情報交換会を実施します。 【会議：38回】
(2)組合員・担い手との対話・意思反映の機会・場づくりの取り組み	②支部長会・座談会等において、営農に関する情報提供による農業生産支援および情勢報告等の実施します。 【会議：20回】
(3)農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約の取り組み	③農地中間管理事業の業務受託を拡大します。 【農地相談：250件 新規契約30ha】
(4)播種前出荷契約による契約面積拡大の取り組み	④米の価格を安定維持するため、ガイドラインに即した計画的な戦略作物へ誘導、生産面積の維持・拡大を実施します。 【飼料用米等 225ha 小麦 1,000ha 大豆 310ha】
(5)生産者・実需者の結び付け販売拡大の取り組み	⑤実需者との結び付け販売拡大のため米集荷数量維持・拡大します。 【播種前出荷契約10,100俵】
(6)環境に配慮して生産された農産物の価値が消費者に認められる取り組み	⑥水田より発生するメタンガス削減に向けた支援を実施します。 【効果的な中干し期間の広報・周知によるメタンガス発生抑制】 【認証米節減対象農薬5割減栽培8,000俵】

Ⅲ．事業取扱計画

(単位：千円)

主要計画項目			本年度計画	前年度実績
取	扱	高	2,945,115	3,049,532
	米		2,426,000	2,234,518
	麦・大豆・雑穀		185,300	426,358
	購買主食販売		163,600	169,836
	グリーンセンター・Aコープ グリーンプラザ米販売		174,215	218,820

●園芸事業

Ⅰ. 事業方針

主幹品目を中心に中長期シミュレーションの分析を実施し、生産面や販売面の課題を生産者と共有するとともに農業振興計画等を検討・策定・実践することにより地域農業の活性化に努めます。

取引先との情報連携の強化とニーズの変化を的確に捉えた販売戦略を策定し、安全・安心な農産物を安定的に供給することで生産者所得及び産地の信頼度向上に努めます。

Ⅱ. 重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
(1)生産基盤の維持と産地の信頼度向上	①気候変動に耐えうる品種選定や栽培技術の共有、更には労力軽減方策により出荷量の維持・拡大を図り、安定供給を実現することで産地の信頼度向上に努めます。
(2)正確な産地情報の提供と生産者の経営安定	②園芸販売集出荷システム等を活用した出荷情報の早期提供による有利販売の実現と、契約取引への積極的な取り組みにより生産者の経営安定に努めます。
(3)安全・安心な農産物の提供	③生産履歴記帳および国際水準GAPの確実な実践と残留農薬検査の出荷前実施の徹底により、安全・安心な農産物の供給に努めます。また、生産履歴Web入力システムの利用推進に努め記帳点検の効率化を図ります。 【生産履歴及び国際水準GAP：100%実施】 【Web入力システム利用率：生産組織人数の40%】
(4)集荷及び物流体制の改善	④物流関連2法（新物効法、改正貨物自動車運送事業法）の施行に対し、法令を遵守した継続的輸送体制を構築すべく、集出荷体制及び物流の効率化に向け、利用者との対話を重ね対応策を検討します。

Ⅲ. 事業取扱計画

(単位：千円)

主要計画項目			本年度計画	前年度実績
取	扱	高	5,228,120	5,181,270
	野	菜	3,129,400	3,106,517
	果	実	916,400	870,807
	花 卉 ・ 花	木	168,000	161,687
	畜 産	物	414,000	484,553
	産 直 販 売		600,320	557,706
		グリーンセンター津島店（愛菜耕房）	306,500	274,982
		グリーンセンター十四山店（菜々耕房）	201,080	195,459
		グ リ ー ン プ ラ ザ	40,300	31,084
		（南部）イ オ ン 産 直	35,000	38,469
		（南部）A コ ー プ	17,440	17,712

●購買事業

Ⅰ．事業方針

農畜産物の安定生産と農業者に魅力ある地域農業を実現するため、コスト低減に向けた資材提供や生産性向上により、農業経営の安定を支援します。

食料・農業の生産力向上と持続性の両立を目標に「みどりの食料システム戦略」に関係部署と連携して取り組みます。

Ⅱ．重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
(1)生産資材コストの低減及び購入機会の提供	①肥料・農薬価格抑制のため、肥料の超大口仕入・農薬の相見積を継続し、予約取りまとめや園芸フェアを実施します。 【超大口仕入：65,000袋】【相見積：12-1月実施 230品目】【価格調査：2回180品目】【指定日引取：18,200袋】【園芸フェア：15回】
(2)営農渉外担当者の出向く活動の定着・強化	②J A 占有率の維持拡大に向け、対象農家訪問を実践し、活動と事業の好循環を生成し、事業利用拡大に取り組みます。 【推進目標設定：831,240千円】
(3)環境負荷低減への取り組み支援（みどりの食料システム戦略）	③土壌診断結果に基づく、化学肥料使用量を低減するため堆肥等有機資材施用を推奨し、施肥コストの抑制を図ります。 【土壌診断：500点】【堆肥キャンペーン：2回】

Ⅲ．事業取扱計画

(単位：千円)

主要計画項目				本年度計画	前年度実績
取	扱	高		2,896,400	3,139,339
			肥	886,750	883,005
			農	586,500	599,623
			飼	118,700	169,457
			畜	15,000	17,532
			園	371,700	418,182
			種	157,800	186,275
			農	419,700	554,216
			機		
			そ	—	269
			の		
			他		
			食	39,650	55,613
			料		
生	活	用	品	32,200	33,465
			品		
			電	253,900	216,690
			気		
物	資	材	耐	14,500	5,012
			久		
資			資		
			材		

●店舗事業（グリーンセンター）

Ⅰ．事業方針

農畜産物の安定生産と農業者に魅力ある地域農業を実現するため、消費者ニーズをとらえた作付け誘導、産直店舗出荷者の加入推進、地産地消の促進等により農家所得の安定向上を図ります。

生産履歴記帳、出荷前残留農薬検査などの確実な実践により、安全、安心、新鮮な農畜産物を安定提供し、地域農業とくらしを支える店舗経営を実践します。

Ⅱ．重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
(1) データを活用した品揃えの充実	① 産直品の情報分析によるニーズを捉えた産直店舗出荷者の生産誘導を提案、実践するとともに、県内共選品を基軸とした仕入強化で品揃えを充実します。 【生産誘導出荷者：35名】【誘導品目：20品目／4,000千円】
(2) 農業生産基盤の維持	② 産直店舗出荷者の拡充に向け「菜園倶楽部」を継続実施し、加入機会提供をするとともに、「出向く活動」による産直出荷者訪問を通じ、出荷量の拡大を図ります。 【菜園倶楽部：上期14回 下期：13回】【加入説明会：2回】
(3) 食の安全・安心確保と対策	③ 「生産履歴記帳」「国際水準GAP」の確実な実践及び「出荷前残留農薬検査」の実施により、食の安全・安心・新鮮な農畜産物の提供に努めます。 【生産履歴・国際水準GAP：100%回収】【出荷前残留農薬検査：99検体】 【Web生産履歴利用登録：50%】

Ⅲ．事業取扱計画

(単位：千円)

主要計画項目	本年度計画	前年度実績
取 扱 高	728,465	703,038
グリーンセンター津島店(愛菜耕房)	243,890	228,611
グリーンセンター十四山店(菜々耕房)	189,820	181,453
グ リ ー ン プ ラ ザ	29,445	26,831
A コ ー プ と び し ま 店	265,310	266,143

●介護福祉事業

Ⅰ. 事業方針

介護が必要になられた高齢者の意思を尊重し、住み慣れたご自宅で可能な限り自立した質の高い生活を営み、状態の悪化を予防できるよう医療・福祉の関係機関と連携し、地域に根ざした総合的な支援を行います。

Ⅱ. 重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
<居宅介護支援事業> (1)利用者とその家族のQOL向上に向けたケアプランの提案	①利用者とその家族からの希望に基づき、心身状態の維持・向上を図ることができるようなケアプランを作成します。 【提供件数：月130件以上】
<訪問介護事業> (2)様々な生活ニーズに合わせた訪問介護サービスの提供	②介護が必要な状態になっても自宅での快適な生活が送れるよう、利用者の生活ニーズに合わせた専門性の高い訪問介護サービスを提供します。 【提供時間数：月750時間以上】
<高齢者生活支援事業・たすけあい活動> (3)高齢者の集い・通いの場の提供	③介護予防事業の一環として、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと過ごせるよう、高齢者が集い、通う場所を提供します。 【愛西おでかけサロン：月18回】【愛西脳若トレーニング教室：月6回】 【弥富市スマイル教室：月3回】【元気教室：年6回】
(4)助け合い組織の維持・活性化	④助け合い活動を通じて、会員相互の生活の充実を図るとともに、地域の高齢者を対象とした介護予防活動を展開します。

Ⅲ. 事業取扱計画

主要計画項目	本年度計画	前年度実績
取 扱 高 (千 円)	86,500	91,397
ケ ア プ ラ ン (件)	1,560	1,529
ホ ー ム ヘ ル プ (件)	815	892
ホ ー ム ヘ ル プ (時 間)	9,000	9,383
高 齢 者 生 活 支 援 (件)	240	255
高 齢 者 生 活 支 援 (時 間)	1,600	1,787
愛西おでかけサロン (人)	1,800	1,922
愛西脳若トレーニング教室 (人)	1,200	1,358
弥富市スマイル教室 (人)	330	330
元 気 教 室 (人)	190	200

●燃料事業（ＬＰガス・重油）

Ⅰ．事業方針

世界的なエネルギー情勢の不安定化が長期にわたり続き、また生活スタイルの多様化が進む中、組合員・利用者の満足度を高めるために、エネルギーの安定的供給に努め、快適で安全なエネルギー機器やリフォームの提案活動に取り組みます。

Ⅱ．重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
(1)快適で安全なエネルギー機器 やリフォームの提案活動	①エネルギー情勢や生活スタイルの多様化に対応し、利用者の快適で満足度の高まるエネルギー機器やリフォームの提案活動に取り組みます。 ②ガス器具の買換え需要の掘り起こしのため、ガス器具の展示会の開催や器具の経年使用先へダイレクトメールの発送をします。
(2)ＬＰガス・重油施設の保安点 検及び重油タンクの無償貸与 の継続実施	③ＬＰガスを安全・安心にご使用いただくため、無線ＮＣＵ（保安監視装置）の普及拡大とガス設備の法定点検及び未改善ガス機器の解消に努めます。また、重油タンクの施設安全使用のため施設点検を実施いたします。

Ⅲ．事業取扱計画

(単位：千円)

主要計画項目			本年度計画	前年度実績
取	扱		461,000	470,859
	重	油 事 業	180,000	191,842
	L	P ガ ス 事 業	281,000	279,017

● やすらぎ事業

Ⅰ. 事業方針

葬送儀式・宗教儀式自体の意義が変化し考え方や価値観が多様化しています。

弔問・会葬者中心の葬儀から、遺族が故人を偲び寄り添う葬儀や近親者のみでのお別れへと意識が移っています。

こうした事業環境の中で、組合員・利用者に寄り添い、家族葬・一日葬・直葬などご要望に応え柔軟な提案と施行に取り組みます。

また、葬儀前後に発生する介護や相続など組合員の暮らしのお困りごとに対して、J A の総合力を活かしたサービスの提供に努めます。

組合員の葬儀ニーズに沿った新規ホールの建設を引き続き検討します。

Ⅱ. 重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
(1) 価値観の違いや葬儀形態の変化に対応した葬儀施行	① ご遺族の想いを最優先に考えご意思・ご要望を大切にしつつ、寄り添った葬儀プランを柔軟に提案し安心を頂ける葬儀施行に取り組みます。
(2) 葬祭事業全般の P R 実施 相談機能の強化 誘客イベントの開催	② 魅力ある誘客イベントを開催し、各種相談機能を含め葬祭事業全般の P R に努めます。
(3) J A の総合力を活かし他部署との連携により組合員世帯への総合支援	③ 葬儀施行前後に発生する組合員・利用者の様々なご要望に対し、各関連部署と連携し組合員世帯やご家族及び後継者との結び付きを強化し支援します。

Ⅲ. 事業取扱計画

主要計画項目	本年度計画	前年度実績
葬 祭 取 扱 高 (千 円)	191,100	186,297
施 行 件 数 (件)	235	225
総 合 支 援 セ ン タ ー	80	109
そ の 他	155	116

●宅地等供給事業

Ⅰ．事業方針

組合員個々の状況に応じたコンサルティング業務の体制を整え、次世代への資産継承を支援するため、「弁護士・税理士による無料相談会」を毎月開催するとともに、人的資本の向上に努めます。

組合員所有の不動産等の有効活用を積極的に提案するとともに農家・新規就農の青色申告税務支援を行い、地域になくてはならない組合を目指します。

Ⅱ．重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
(1)無料相談会・休日相談会の継続開催	①顧問税理士・顧問弁護士と連携した無料相談会を毎月開催します。
(2)東海税理士会津島支部との連携による確定申告支援	②不動産・相続・税務に関する休日相談会を継続して開催します。
	③農業簿記研究会を通じた税理士による記帳指導会を開催します。
	④記帳ソフト「ソリマチ」からの派遣講師による指導会を開催します。 【指導会：3回】
	⑤「WEB農業簿記システム」の新規導入提案・研修会開催による支援を行います。【研修会：1回】
(3)地域の活性化を目指した不動産の最適利用の提案	⑥地域農地の保全と組合員所有不動産の有効活用を提案します。
	⑦賃貸住宅の入居対策会議を含めた組合員の資産保全に努めます。

Ⅲ．事業取扱計画

主要計画項目	本年度計画	前年度実績
取 扱 高 (千 円)	700,000	190,816
各 種 相 談 件 数 (件)	180	136

●信用事業

Ⅰ. 事業方針

地域農業金融機関として組合員の皆様の持続可能な魅力ある農業経営の支援と経営の安定化を目指し、地域の皆様のくらしに寄り添った金融サービスの提供に努めます。

役職員のコンプライアンス意識の向上、内部管理体制を強化し、不祥事未然防止に取り組み健全経営を目指します。

Ⅱ. 重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
(1)農業・生活のメインバンク化と農業資金利用の拡大と地域の皆様に安心して利用いただける金融サービスの提供	①農業融資専任担当者による「農業経営のサポート体制」を強化し、営農部門と情報連携した「出向く体制」によって、組合員の皆様と一体となって農業生産基盤の維持、農業所得の向上に努めます。
(2)ライフステージに応じた相談の充実	②JA産直店舗で利用できる農業応援クーポン等を発券し、地域農業の活性化支援に継続して取り組みます。 ③ネットバンク等の非対面チャネルの拡充に取り組み、情勢の変化に柔軟に対応したチャネル体制の構築を目指します。 【ネットバンク契約者：13,000名以上】 【JAバンクアプリ契約者：9,500名以上】 ④窓口・渉外担当者等による組合員・利用者の皆様に対して、「よりそい活動」の実践によって、ライフプランに合わせた資産形成・資産運用の取組強化と商品や質の高いサービスを提供し、顧客満足度向上に努めます。 ⑤年金受給に関する相談会を開催し、年金相談業務を継続して取り組みます。また「年金友の会」の会員特典を通じた利用促進を図ります。 【年金振込指定者：19,400名以上】 ⑥組合員等相続相談対象先への訪問の徹底による関係構築及び生前相続相談の実践による相続相談・資産承継ニーズの顧客支援に努めます。
(3)内部管理態勢の強化	⑦金融機関標準の内部統制水準の確保及び事務指導体制の構築による事務管理態勢の強化を図るとともに、疑わしい取引の届出の徹底によるマネー・ローンダリング対応態勢の強化を図ります。

Ⅲ. 事業取扱計画

(単位：千円)

主要計画項目		本年度計画	前年度実績
貯	金	542,500,000	538,004,277
貸	出 金	85,800,000	85,433,665
	農 業 資 金 新 規 融 資	411,000	374,214
	住 宅 ロ ー ン 新 規 融 資	5,200,000	5,747,700

●共済事業

Ⅰ. 事業方針

組合員・利用者の皆さまの生涯にわたって寄り添い、世代を超えてあんしんを届け続け、農業・地域社会とより深く繋がっていくことで、組合員・利用者本位の共済事業運営に努めてまいります。

Ⅱ. 重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
(1)組合員・利用者への寄り添う活動	①組合員・利用者への寄り添う活動を通じた接点確保と、組合員・利用者本位に即した丁寧なあんしんチェックの実践に努めます。 【あんしんチェック活動件数：16,000件以上】
(2)契約者・利用者満足度の向上	②組合員・利用者の負託に応えるため、組合員・利用者の気持ちに寄り添った対応を目指します。 【利用者満足度：90%以上】
(3)農業リスク診断活動の実践	③農業従事者へ農業を取り巻くリスクを確認し、保障提案活動に努めます。 【農業リスク診断件数：100件以上】
(4)組合員・利用者の利便性の向上	④十四山支店での土曜日・祝日営業及び、本店でのひと・いえ・くるま土曜日相談会（第2、第4土曜日）の実施により総合保障に係る安心の提供とともに、組合員・利用者の利便性向上に努めます。 【開催数：50回以上】
(5)知識やスキルの習得とコンプライアンス態勢の徹底	⑤公的保険・税制改正等及び相続の情報提供に向けた知識向上と不祥事未然防止を目的としたコンプライアンス研修会を共済管理者・共済担当者を対象に実施します。 【研修会開催：4回】

Ⅲ. 事業取扱計画

(単位：千円)

主要計画項目	本年度計画	前年度実績
長期共済新契約	45,000,000	59,889,114
自動車共済掛金	970,000	1,080,200

●経営管理業務

Ⅰ. 業務方針

総合ＪＡとして地域に必要とされるＪＡであり続けるために、「活動と事業の好循環による事業展開」と、「自己改革を支える強固な組織基盤」、「持続可能な経営基盤の確立・強化」、「人的資本経営の実践」に努めます。

Ⅱ. 重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
<組織基盤強化> (1)正組合員の維持・拡充 (2)協同活動を通じた組合員との結びつき強化 (3)准組合員の地域農業応援団化 (4)女性組織活動	①一戸複数正組合員制の継続推進により、正組合員の維持拡充を図り、また、准組合員モニターから産直者への誘導に取り組むことで正組合員資格を有する准組合員の育成に取り組みます。 ②将来の組合員リーダーの育成を目指す組合員大学「みらいキャンパス」を継続開催し、組合組織の理解者拡充に向け次世代組合員の拡大に努めます。 ③准組合員モニター会議、地区運営委員会等を通じた准組合員の意思反映や、産地維持に向け組合員農家が抱える労力不足の支援として援農ボランティアを継続開催します。 ④女性部活動の魅力を地域に発信し、ＪＡを拠りどころに地域や仲間とつながり、まもり、かかわることで食・農・地域の活性化を図り、各種教室やグループ活動を行っていきます。
<広報活動> (5)組合員、地域住民等広い世代へ情報発信 (6)自己改革取組状況の成果発信	⑤広報の重要性を認識し、組合員に親しまれる広報誌「あまいろ」の制作に取り組むとともに、JAあいち海部公式LINEやYouTube等のSNSおよびホームページを活用し幅広い世代へＪＡ事業や地域農業の情報をタイムリーに発信します。 ⑥地域に必要とされるＪＡを目指して取り組んでいる自己改革の進捗状況を「自己改革の成果」として発刊します。
<経営管理> (7)持続可能なＪＡ経営基盤の確立・強化 (8)業務効率化による経営改善 (9)リスク管理の高度化とガバナンス体制の強化	⑦組合員ニーズ、外部環境の変化を踏まえた経営戦略の策定・実践のため、ガバナンスの高度化、議論活性化に向けた土台構築とともに理事会機能発揮に取り組みます。 ⑧精緻な損益・財務計画を策定し、これらに基づき計画的な設備投資や、組織体制の整備等経営管理の高度化を図ります。 ⑨業務内容を分析することで非効率な業務を洗い出し、労働力の適切な再配分をすすめ生産性の向上をすすめます。 ⑩経営戦略に基づく重要なリスク情報を集約し、設定されたりリスク指標管理の高度化と3線モデル構築による機能発揮に取り組みます。
<人事管理> (10)地域の農業・くらしの未来を支え、創造できる人材育成 (11)働き方に応じた多様な人材の確保と定着の促進	⑪経営理念・事業方針に基づいた職員の主体的な行動を促すための人材育成と利用者ニーズに応じた提案ができる各種専門知識の習得、並びに資格の取得に取り組みます。 ⑫適切なジョブローテーションを通じた管理職の育成や専門的スキルを活かすスペシャリストの養成など、多様な働き方に応じた人事制度を通じて職員のキャリアアップを促進します。
<主な施設整備> (12)各拠点、共同利用施設の効率的な利活用と計画的な保守修繕及び機器等の更新	⑬地理的な特性とメリットを考慮し各拠点・共同利用施設の効率的な活用と遊休施設の利活用に努めます。 ⑭定期的な施設点検を実施し、保守修繕及び機器等の更新を計画的に実施します。

●監査

Ⅰ．業務方針

内部統制システム基本方針に基づき、組合の健全な経営と継続的发展のため、リスク分析を実施し、リスクの高い監査テーマ・拠点を絞り込み効率的かつ効果的な監査を実施します。

中央会による内部監査支援、内部統制の評価・支援などを活用して、内部監査業務の高度化・効率化に努めます。

Ⅱ．重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
(1)内部監査の高度化・効率化に向けた取り組み	①リスクアプローチによるリスク分析を行い、効果的、効率的に内部監査を実施します。
(2)3線部署として、中央会等の外部監査とリスク認識を共有し連携を強化	②内部統制を適切に確立・運用し、会計監査人監査に基づき経営の透明性及び信頼性を確保します。 ③外部の支援を積極活用し、内部監査の効率化・高度化に繋がります。

支店運営方針 ～ 地域の拠り所として、笑顔あふれる支店を目指します ～

●津島支店

1. 組合員・地域利用者の皆様とのつながりを大切にし、豊かで笑顔あふれるくらしのサポートに取り組めます。
 - ・組合員・利用者の皆様が求めるくらしの相談・提案活動に積極的に努めます。
 - ・支店活動と訪問活動による支店利用者の充実と拡大に積極的に取り組みます。
2. 身近で親しみのある「頼られる支店」づくりに取り組みます。
 - ・支店が地域の拠点となり、身近で立ち寄りやすい支店づくりに取り組みます。
 - ・質の高いサービスの提供のできる職員育成に努めます。

●永和支店

1. 組合員・利用者の皆様に信頼され「身近で親しまれる」地域に根ざした支店を目指します。
 - ・親切丁寧な接客に心掛け、お客様の利用満足が高い支店づくりに取り組みます。
 - ・組合員・利用者の声に耳を傾け、地域のニーズに沿った支店運営に取り組みます。
2. 相談対応の充実したお客様本位の支店運営に取り組みます。
 - ・多様なニーズに応える相談対応力の高い職員づくりに取り組みます。
 - ・総合事業の特性を活かし、相談機能の充実したサービスを提供します。

●佐屋支店

1. 地域に根ざした活動で、組合員・利用者の皆様に信頼される店舗づくりに取り組みます。
 - ・地域行事への参加で、組合員・利用者の皆様との交流を深め、地域のよりどころとなるよう取り組みます。
 - ・親切・丁寧な対応で、親しみやすい店舗づくりに努めます。
2. 総合事業の特性を活かし、お客様のくらしのサポートに取り組みます。
 - ・職員の知識の向上を図り、相談機能の充実に取り組みます。
 - ・お客様のニーズに沿ったサービスを提案し、生活の向上に貢献します。

●立田支店

1. 組合員・利用者から頼られ、信頼される支店づくりを目指します。
 - ・常に情報を更新し、地域運営の軸となり、広報誌・支店だよりを活用した情報提供に努めます。
 - ・総合事業を活かしたワンストップサービスの向上に努めます。
2. 組合員・利用者とのコミュニケーションを大切にし、次世代との繋がりを強化します。
 - ・明るく笑顔あふれる支店、相談・来店しやすい支店運営に努めます。
 - ・若い世代との世代間の格差なく、多くの利用者から声を聴き、暮らしのサポートを展開します。

●八開支店

1. 組合員・利用者のくらしを支え、地域になくてはならない支店づくりに努めます。
 - ・組合員・利用者のくらしに役立つ各種相談機能の充実を図り、頼られる支店を目指します。
 - ・職員の業務知識向上を図り、的確な対応を通じて顧客満足度の向上に努めます。
2. 組合員・利用者とのつながりを大切に支店づくりに努めます。
 - ・組合員・利用者とのコミュニケーションを大切にし、親しみある支店づくりに努めます。
 - ・JAらしい活動・イベントにより、新たなJAファンづくりに努めます。

●佐織支店

1. 組合員や地域利用者の皆様の心の拠り所となる支店づくりに取り組んでいきます。
 - ・組合員・利用者の皆様のためのくらしの相談・提案活動に積極的に努めます。
 - ・支店活動から「喜び」「感謝」「満足」による地域の人々のつながりを広げます。
2. 頼られ続けられる支店づくりに取り組んでいきます。
 - ・支店が地域の拠点となり、総合的な相談に対応できる職員育成に努めます。
 - ・組合員・利用者の皆様とのコミュニケーションを通じ、意見や要望等を支店運営に反映します。

●蟹江支店

1. 地域に根ざした支店運営を行い、顧客満足度の向上を目指します。
 - ・地域ニーズに応じた情報提供・相談業務を充実し、組合員・利用者満足度の向上に取り組みます。
 - ・総合事業を活かした活動・イベントにより、新たなJ Aファンづくりに取り組みます。
2. 地域から「選ばれる支店」、組合員・利用者が来店・利用しやすい支店を目指します。
 - ・「笑顔」「感謝」をモットーに、明るく元気で親しみのある接客を行います。
 - ・職員の様々な知識の向上を図り、相談対応力の強化に取り組みます。

●十四山支店

1. 明るく元気で気持ちの良い支店づくりに取り組みます。
 - ・心地よいあいさつ、対応、言葉遣いにより、皆様がまた足を運びたい支店づくりに取り組みます。
 - ・清潔感があふれる店舗を常に意識し、皆様が気持ちよく滞在いただける空間を提供できるよう取り組みます。
2. 組合員・利用者の皆様から評価される支店を目指します。
 - ・各種手続きを確実・迅速・丁寧に行い、ご利用し続けて頂ける店舗を目指します。
 - ・常にお客様目線を大切に、「清く・正しく・美しく」をモットーに誠実な営業に努めます。

●飛島支店

1. 組合員・利用者の皆様に信頼される支店づくりを目指します。
 - ・親切・丁寧な対応を心掛け、顧客満足度の向上に取り組みます。
 - ・専門的知識の向上に努め相談機能の充実に取り組みます。
2. 地域住民の生活の拠点として、豊かなくらしづくりを全面的にサポートします。
 - ・金融・購買・Aコープ・S Sが集約された立地を活かし、総合的なJ A利用を促進します。
 - ・地域行事にも積極的に参加し、交流を深めることにより地域密着型のJ Aを目指します。

●鍋田支店

1. 明るく親しみのある支店づくりを目指します。
 - ・「元気で明るい」「親切」「丁寧」な接客と、親しみを込めた挨拶・会話に心がけます。
 - ・感謝と笑顔を大切に「まごころ」を込めたサービスに努めます。
2. 組合員・利用者の皆様に頼られる支店を目指します。
 - ・各種相談・要望に応えられるよう、知識向上を図り、組合員・利用者の皆様の満足度向上に努めます。
 - ・地域のよりどころとなり、お客様目線に立ったサービスや情報発信に努めます。

●弥富支店

1. 地域の組合員・利用者から「選ばれる」支店を目指します。
 - ・相談がしやすく、地域の皆様から信頼される支店を目指します。
 - ・総合事業であるJ Aらしさを活かした支店運営に取り組みます。
2. 親しみのある元気で明るい支店づくりに取り組みます。
 - ・お客様への感謝の気持ちを大切に、親しみのある支店を目指します。
 - ・元気なあいさつと笑顔をもって、お客様対応に取り組みます。

●市江支店

1. 金融店舗として、組合員と利用者の皆様に必要とされる支店を目指します。
 - ・専門的な知識の向上を図り、信頼される職員及び支店づくりに取り組みます。
 - ・相談機能の充実・強化に取り組みます。
2. 組合員と利用者の皆様に親しまれ、笑顔あふれる支店を目指します。
 - ・地域とのつながりを大切にした活力ある支店活動に取り組みます。
 - ・親切・丁寧な対応で利用満足度の向上に取り組みます。

●神守支店

1. 明るく活気のある支店を目指します。
 - ・「元気なあいさつ」「笑顔」を大切にした、親しみのある接客を心掛けます。
 - ・お客様とのコミュニケーションを大切にし、気軽に相談できる支店づくりに取り組みます。
2. より身近に感じてもらえるよう地域に密着した支店を目指します。
 - ・J A、農業、支店情報を定期的に発信していきます。
 - ・地域とのつながりを大切にしたJ Aらしい活動に取り組みます。

●七宝支店

1. 地域に根差した支店運営と親しみのある支店を目指します。
 - ・常に『大きな挨拶と笑顔』のお客様対応を心がけます。
 - ・総合事業を活かし、お客様のくらしに必要とされる支店づくりに取り組みます。
2. お客様にふさわしいサービスの提供に心がけます。
 - ・お客様が適切な金融商品・共済商品の選択ができる幅広い商品ラインナップを選定し、インターネット等を活用した取引チャネル、情報提供の充実に努めます。
 - ・お客様に正しく理解していただけるよう分かりやすく、丁寧な説明を行うため、職員の知識の向上に努めます。

●伊福支店

1. 地域の皆様に親しみのある支店を目指します。
 - ・お客様とのコミュニケーションを大切にします。
 - ・元気な挨拶、店舗美化に努め、お客様が足を運びたくなる支店づくりに取り組みます。
2. 組合員・利用者の皆様に信頼される支店を心掛けます。
 - ・お客様が気軽に、相談しやすい雰囲気のある店舗を目指します。
 - ・組合員・利用者のニーズにあった情報の提供に努めます。

●美和支店

1. 美しく和やかな店舗づくりを目指します。
 - ・店舗や店舗周辺的环境美化に進んで取り組みます。
 - ・笑顔あふれる明るい支店づくりに努めます。
2. 組合員・利用者・地域に評価され感謝される店舗を目指します。
 - ・子どもへの農業体験活動に協力し食農教育及び地域農業の振興に取り組みます。
 - ・組合員、利用者のくらしに役立つ情報提供・相談業務強化に努めます。

●甚目寺支店

1. 組合員・地域利用者とのつながりを大切にした店舗運営に取り組みます。
 - ・組合員・地域利用者の皆様とのつながりを大切にできる店舗づくりを目指します。
 - ・訪問活動により身近な存在を活かしたサービスの提供に取り組みます。
2. 親しみのある店舗づくりを目指します。
 - ・お客様とのコミュニケーションを図り来店しやすい雰囲気づくりを目指します。
 - ・農協ならではの様々な事業を通して相談・提案業務を行います。

●大治支店

1. お客様のニーズに対応できる体制強化に取り組みます。
 - ・多種多様化しているお客様のニーズに応えられる質の高い職員育成に取り組みます。
 - ・職員の知識向上を図り、迅速で的確な対応ができるよう職員育成に取り組みます。
2. 利用者の皆様に信頼される支店づくりに取り組みます。
 - ・笑顔を絶やさず親切で丁寧なお客様対応を心掛け、顧客満足度向上に取り組みます。
 - ・お客様の声に耳を傾け、地域の皆様に親しまれ信頼される支店づくりを目指します。

●相談プラザ等におけるご相談件数

(単位：件)

会場	ご相談種類	開催日	令和7年度計画	令和6年度実績	備 考
(総合支援センター) 相談プラザ	税 務	第2・4日曜日 第2・3木曜日	68	73	組合員に限る
	相 続	第2・4日曜日	5	3	組合員に限る
	法 律	第3金曜日	10	21	組合員に限る
	不 動 産	第2・4日曜日	10	4	
	葬 祭	友 引 日	60	70	
東部営農センター	税 務	第1火曜日	48	36	組合員に限る
弥富支店	年 金	第1・3土曜日	75	50	
ローンセンター 弥富・神守	住宅ローン等	随 時 受 付 (予 約 優 先)	500	583	
本 店	年 金	第2・4土曜日	75	50	
	ひと・いえ く る ま		50	73	(注4)
各支店	年 金	第4火曜日	60	59	(注5)
農地・営農		随 時 受 付	250	585	

(注1) 相続には相続に関する手続きのサポート件数を含みます。

(注2) 相談には予約が必要です。

(注3) ローンセンター弥富、ローンセンター神守で開催する各種ローン相談については、土・日も営業いたします。(水曜日・祝日定休日)
ただし、祝日が土・日の場合は営業となります。

(注4) 計画・実績の値は、十四山支店の土曜日・祝日営業を含めた開催日数となります。

また、本店・十四山支店ともにシステム非稼働日はお休みいたします。

(注5) 毎月の年金相談は、神守・七宝・美和・甚目寺・大治の5支店の輪番で実施しております。詳しくは支店にお問い合わせください。

J A あいち海部 自己改革への取り組み

J A あいち海部は、地域になくなくてはならない J A であり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

【自己改革実践の基本的考え方】 ※下線項目は K P I 設定

令和 6 年度は組合員との対話に基づく自己改革実践サイクルの取り組みとして「市場や実需者との契約取引の一定量確保」「実需と結びつけた播種前出荷契約米の数量確保」「指定日引取及び園芸フェアの開催による生産コスト削減」に取り組む、下記の通りの実績を挙げました。

達成のための具体策	評価指標（参考値）	令和 6 年度実績	令和 7 年度目標
① 市場や実需者との契約取引の一定量確保	市場単価+3% 〈トマト〉 〈ミニトマト〉 〈レンコン〉 〈イチゴ〉	全体出荷量の 36.6% 13.3% 26.1% 90.3%	全体出荷量の 30% 25% 20% 85%
② 実需と結びつけた播種前出荷契約米の数量確保	共計販売単価+6%	主食用米 3,500俵	主食用米 3,500俵
③ 指定日引取及び園芸フェアの開催による生産コスト削減	指定日引取 1袋90円 持帰値引 1袋60円	指定日引取16回 19,598袋 園芸フェア 21回 5,185袋	指定日引取 18,200袋／年 園芸フェア 15回／年

※令和 7 年度は①市場や実需者との契約取引の一定量確保の品目にミニトマトを追加します。

- 1 訪問活動や座談会を通じた「担い手との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。
- 2 「農業者の売上増加・コスト低減」につながる担い手目線の必要な取り組みについて、目標及び実践具体策の策定等とあわせて実践し、改革の目的である「所得増大」を実現するほか、「地域の活性化」にも取り組みます。
 - ア. 担い手経営体や中核的担い手等を対象として、次のことに取り組みます。
 - ①基幹品目を中心とした契約取引の一定量確保
 - ②農地集積による効率的な生産基盤の整備
 - ③収量増加・品質向上に向けた新品種の導入
 - ④安定的な労働力確保による農業経営の維持・拡大
 - イ. 中核的担い手や多様な担い手等を対象として、次のことに取り組みます。
 - ①播種前出荷契約による契約の拡大
 - ②計画的な資材の取りまとめの実施
 - ウ. その他として、次のことに取り組みます。
 - ①指定日引取の取り組み
 - ②土壌診断の実施
 - ③農機レンタル事業の利用拡大

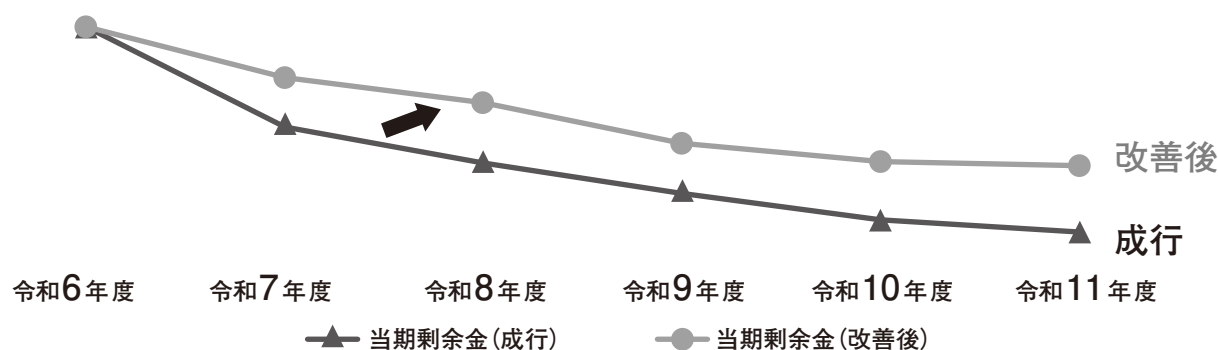
また、これらの取り組みにあたり必要な農業資金の供給にも取り組みます。
- 3 改革の取り組みと成果について対話等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることで、P D C A サイクルを回し、自己改革を着実に実践します。

【自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取り組みについて】

令和6年度は経営基盤の確立・強化の取り組みとして「地域農業者への経営支援と農業制度資金を中心とした金融サービスの提供による農業資金新規融資額の伸長」「3Q活動の実践による組合員・利用者への寄り添い活動」「フレコン出荷拡充による資材コストの低減」に取り組みました。

しかしながら、JAあいち海部の損益シミュレーションでは、今後も事業利益および当期剰余金が減少する見通しであることから、令和7年度も引き続き、経営基盤の強化を図るため、各事業の成長戦略に取り組んでまいります。

【当期剰余金シミュレーション結果】



達成のための具体策	令和6年度実績	令和7年度目標
① 地域農業者への経営支援と農業制度資金を中心とした金融サービスの提供による農業資金新規融資額の伸長	メイン強化先 114先への訪問カバー率 75.4%	メイン強化先 100先への訪問カバー率 70%以上
② 3Q活動の実践による組合員・利用者への寄り添い活動	3Q活動件数 全契約者の33.2% (16,814件)	あんしんチェック件数 17,000件以上
③ フレコン出荷拡充による資材コストの低減	出荷量全体の46%	出荷量全体の35%

※②の3Q活動は、令和7年度より、あんしんチェックの実施件数を目標値とします。

【自己改革の実践に向けた組合員の意思反映】

令和6年度は組合員の意思反映に向けて「部会組織等との意見・情報交換会」「支部長会・座談会等による情報提供」「組合員大学「みらいキャンパス」の開校」「准組合員モニター会議の開催」等に取り組みました。

令和7年度につきましても自己改革の実践にあたっては、引き続き「地域農業応援団」である准組合員の声も聴くことで、正組合員と准組合員が一体となったJA運営を実現するとともに、組合員の評価を踏まえながら必要な見直しを行います。

また、准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者の所得増大」につながるよう取り組みます。

達成のための具体策	令和6年度実績	令和7年度目標
① 部会組織等との意見・情報交換会	60回	-
② 支部長会・座談会等による情報提供	55回	-
③ 組合員との対話および意見・情報交換会	-	130回
④ 組合員大学「みらいキャンパス」の開校	4回	4回
⑤ 准組合員モニター会議の開催	3回	3回

①の「部会組織等との意見・情報交換会等」および、②の「支部長会・座談会等による情報提供」については、令和7年度より、③「組合員との対話および意見・情報交換会」として計画値を設定します。

令和7年度 総合財務計画

令和8年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
1. 信 用 事 業 資 産	558,090,262	1. 信 用 事 業 負 債	546,331,000
(1)現 金	1,815,072	(1)貯 金	542,500,000
(2)預 金	419,001,400	(2)借 入 金	2,750,000
(3)有 価 証 券	49,080,790	(3)そ の 他 の 信 用 事 業 負 債	1,081,000
(4)貸 出 金	86,000,000	2. 共 済 事 業 負 債	1,490,000
(5)そ の 他 の 信 用 事 業 資 産	2,350,000	(1)共 済 資 金	646,000
(6)貸 倒 引 当 金	△ 157,000	(2)未 経 過 共 済 付 加 収 入	814,000
2. 共 済 事 業 資 産	20,000	(3)共 済 未 払 費 用	11,000
(1)そ の 他 の 共 済 事 業 資 産	20,000	(4)そ の 他 の 共 済 事 業 負 債	19,000
3. 経 済 事 業 資 産	1,862,670	3. 経 済 事 業 負 債	1,259,000
(1)経 済 事 業 未 収 金	1,060,000	(1)経 済 事 業 未 払 金	542,000
(2)経 済 受 託 債 権	523,000	(2)経 済 受 託 債 務	696,000
(3)棚 卸 資 産	309,000	(3)そ の 他 の 経 済 事 業 負 債	21,000
購 買 品	283,000	4. 雑 負 債	1,006,000
そ の 他 の 棚 卸 資 産	26,000	(1)未 払 法 人 税 等	218,000
(4)貸 倒 引 当 金	△ 29,330	(2)資 産 除 去 債 務	45,000
4. 雑 資 産	915,000	(3)そ の 他 の 負 債	743,000
5. 固 定 資 産	7,792,000	5. 諸 引 当 金	1,657,833
(1)有 形 固 定 資 産	7,760,000	(1)賞 与 引 当 金	226,335
建 物	10,782,000	(2)退 職 給 付 引 当 金	1,017,000
機 械 装 置	2,311,000	(3)役 員 退 職 慰 労 引 当 金	77,000
土 地	3,608,000	(4)ポ イ ン ト 引 当 金	85,000
リ ー ス 資 産	131,000	(5)特 例 業 務 負 担 金 引 当 金	252,498
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,430,000	負 債 の 部 合 計	551,743,833
減 価 償 却 累 計 額	△ 11,502,000	(純 資 産 の 部)	
(2)無 形 固 定 資 産	32,000	1. 組 合 員 資 本	46,638,367
6. 外 部 出 資	24,917,000	(1)出 資 金	1,292,200
(1)外 部 出 資	24,917,000	(2)利 益 剰 余 金	45,335,711
系 統 出 資	24,875,000	利 益 準 備 金	5,259,673
系 統 外 出 資	42,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	40,076,038
7. 繰 延 税 金 資 産	600,000	特 別 積 立 金	23,687,410
		施 設 整 備 等 積 立 金	8,000,000
		地 域 農 業 活 性 化 積 立 金	1,720,000
		リ ス ク 対 策 積 立 金	4,851,000
		税 効 果 調 整 積 立 金	598,783
		当 期 未 処 分 剰 余 金	1,218,845
		う ち 当 期 剰 余 金	768,898
		(3)処 分 未 済 持 分	10,456
		2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 4,185,268
		(1)そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 4,185,268
		純 資 産 の 部 合 計	42,453,099
資 産 の 部 合 計	594,196,932	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	594,196,932

令和7年度 総合損益計画

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
1. 事業総利益	5,852,700	(9)保管事業収益	34,451
(1)信用事業収益	4,621,432	(10)保管事業費用	5,700
資金運用収益	4,361,432	保管事業総利益	28,751
(うち預金利息)	3,270,932	(11)利用事業収益	874,261
(うち有価証券利息)	300,500	(12)利用事業費用	368,451
(うち貸出金利息)	790,000	利用事業総利益	505,810
役務取引等収益	119,000	(13)宅地等供給事業収益	47,000
その他経常収益	141,000	(14)宅地等供給事業費用	6,100
(2)信用事業費用	1,564,419	宅地等供給事業総利益	40,900
資金調達費用	1,179,039	(15)指導事業収入	13,452
(うち貯金利息)	1,174,142	(16)指導事業支出	31,836
(うち給付補てん備金繰入)	1,331	指導事業収支差額	△ 18,384
(うち借入金利息)	778	2. 事業管理費	5,097,968
(うちその他支払利息)	2,788	(1)人件費	3,206,453
役務取引等費用	52,000	(2)業務費	682,828
その他事業直接費用	150,000	(3)諸税負担金	163,938
その他経常費用	183,380	(4)施設費	1,017,556
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 87,505	(5)その他事業管理費	27,193
信用事業総利益	3,057,013	事業利益	754,732
(3)共済事業収益	1,450,000	3. 事業外収益	381,025
共済付加収入	1,370,000	(1)受取雑利息	711
その他の収益	80,000	(2)受取出資配当金	258,738
(4)共済事業費用	59,700	(3)賃貸料	19,576
共済推進費	50,000	(4)商権利用料	28,348
共済保全費	9,000	(5)雑収入	73,652
その他の費用	700	4. 事業外費用	70,802
共済事業総利益	1,390,300	(1)寄付金	1,083
(5)購買事業収益	3,068,750	(2)賃貸費用	8,190
購買品供給高	2,810,650	(3)雑損失	61,529
購買手数料	168,890	経常利益	1,064,955
その他の収益	89,210	5. 特別利益	-
(6)購買事業費用	2,499,430	6. 特別損失	-
購買品供給原価	2,402,290	税引前当期利益	1,064,955
購買品供給費	70,590	法人税、住民税及び事業税	296,057
その他の費用	26,550	法人税等合計	296,057
(うち貸倒引当金繰入額)	4,200	当期剰余金	768,898
購買事業総利益	569,320	当期首繰越剰余金	449,947
(7)販売事業収益	2,529,990	当期未処分剰余金	1,218,845
販売品販売高	2,224,120		
販売手数料	203,610		
その他の収益	102,260		
(8)販売事業費用	2,251,000		
販売品販売原価	2,184,710		
その他の費用	66,290		
販売事業総利益	278,990		

J Aバンク基本方針の一部変更について

J Aバンク基本方針については、金融情勢の変化、J Aバンク会員の経営状況等を踏まえ、J Aバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証し、必要に応じて当該方針の内容を変更することとされている。

今般、農林中央金庫（以下「農林中金」という。）は、J Aバンク会員を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、J Aバンク会員が経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、令和6年6月21日開催の農林中金通常総代会および令和7年3月13日開催の農林中金臨時総代会において、J Aバンク基本方針の変更にかかわる承認を受けた。

ついては、その主な変更内容および変更後のJ Aバンク基本方針を次のとおり報告する。

(1) 主な変更内容

- ・ 共済系統との連携強化に向けた対応（令和6年6月21日変更分）
 - ① J Aバンク会員の役割等に農林中金および信連は「必要があるときは全共連と連携を図る」旨が追加された。
 - ② レベル格付指定基準（業務執行体制）の「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合」について、当該事件が「共済事業のみの不祥事件であって、J Aバンク基本方針に基づく指導と同等の指導が行われる場合にはレベル格付の指定対象外とする」旨が追加された。
- ・ 健全性維持に向けた対応（令和7年3月13日変更分）
 - ① 「資産精査の実施基準」に、「資産精査実施にかかるストレステスト後自己資本比率（8%未満）」が追加された。
 - ② レベル格付指定基準（業務執行体制）について、信用事業の内部統制に重大な支障があるかどうかの観点から以下2点に変更された。
 - ア 「「要改善J A（不祥事点検基準）」指定要件に該当する不祥事が多発した場合」を「再発J Aにおいて、「要改善J A（不祥事点検基準）」指定要件に該当する信用事業での不祥事件が新たに発生した場合」に変更された。
 - イ 「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合」が、「信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件（子会社含む。以下同じ）または役員が関与する信用事業での不祥事件が発生した場合」に変更された。

(2) 変更後のJ Aバンク基本方針（本文）

変更後のJ Aバンク基本方針は、次のとおりである。

JAバンク基本方針

I 「JAバンクシステム」の基本的方向

「JAバンク会員」（農林中金の会員のうち信用事業を行うJAと信連、および農林中金）は、本方針を遵守し、以下の事項について一体的に取組むことにより、「JAバンクシステム」を確立する。

以下、本方針において、特に注記のない限り、「JA」には1県1JAを含み、「信連」には農林中金へ一部事業譲渡を行った信連を含むものとする。農林中金が信用事業を譲り受ける際に設置する特定承継会社については、別表のとおり本方針を適用する。）

- 1 JA・信連・農林中金の総合力を結集し、全体として実質的に一つの金融機関として機能するような運営システムを確立する。
- 2 全国どこでも、良質で高度な金融サービスを提供を行う。
- 3 JAバンク全体として、資金を安全かつ効率的に運用・活用し、経営体制・リスク管理能力・財務力を超えた資金運用を防止する。
- 4 将来にわたり健全な経営を持続するため、自ら経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善に取り組む。
- 5 経営改善が困難な場合には、経営破綻を未然に防止するため、速やかに組織統合を行う。
- 6 指定支援法人に基金を設定し財源を予め確保するとともに、経営改善や組織統合に必要な支援を行う。

II 「JAバンク会員」の役割等

1 農林中金の役割

- (1) 農林中金は、JAバンクの総合戦略および内部管理態勢の構築にかかわる指針（以下「総合戦略等」という。）を樹立するとともに、本方針に基づき、信連・JAに対して必要な指導を行う。
- (2) 農林中金は、JAバンクシステムの適切な運営を行うため、経営管理委員会の下に信連・JAの代表者等からなる「JAバンク中央本部」（以下「中央本部」という。）を設置する。本方針に基づく個別指導の発動、指定支援法人への支援要請、本方針を遵守しない会員に対するペナルティー措置の発動等に関しては、必ず中央本部に付議する。
- (3) 農林中金は、特定承継会社を適切に運営する。
- (4) 農林中金は、(1)の役割を的確かつ効率的に果たすため、Ⅲの3の報告等にかかわらず、なお必要がある場合、JA・信連が会計監査を受ける会計監査人との間で情報連携を図る。
- (5) 農林中金は、JA・信連の経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

2 JA・信連の役割

- (1) JA・信連は、本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守する。
- (2) 信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）は「JAバンク県本部」を設置し、管内JAが本方針を遵守するように指導し、JAは信連の指導を遵守する。なお、管内JAの合意が得られる場合は、本方針より厳い基準に基づいて指導することができる。ただし、信連によるJAの指導に著しい困難が生じた場合には、信連が常態に復するまでの間、農林中金がJAに対し必要な指導を行う。
- (注) 信連によるJAの指導に著しい困難が生じた場合等については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会等で決定し、別に定める。
- (3) 信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金、1県1JA県域においてはJA。）は、JAバンクの総合戦略に基づく県域戦略を策定し、一体的な事業運営に取り組む。
- (4) 信連は、JAの経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

3 中央会・全共連との連携

- (1) 農林中金は、Ⅱの1の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、全国農協中央会、都道府県農協中央会および全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）と連携を図る。
- (2) 信連は、Ⅱの2の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、都道府県農協中央会および全共連と連携を図る。
- (3) 農林中金は、(1)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他の関連情報等について、必要があるときは、全国農協中央会、都道府県農協中央会および全共連との間で情報連携を図る。
- (4) 信連は、(2)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他の関連情報等について、必要があるときは、都道府県農協中央会および全共連との間で情報連携を図る。

III 「JAバンク会員」の責務

1 JAバンクの一体的な事業運営

JA・信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金）は、次のとおり、JAバンクの総合戦略等に基づいて、一体的な事業運営を行う。

- (1) JA・信連は、JAバンクにおいて基本とするシステム（JASTEM、系統決済データ通信システム）・事案により、全国どこでも統一された金融商品・サービスの提供を行う。
- (2) JA・信連は、災害等の発生により業務継続に支障が生じた場合であっても、利用者に必要な金融サービスが全国どこでも提供できるよう、別途定めるJAバンク業務継続基本要綱を遵守する。
- (3) (1)および(2)の前提として、JA・信連は法令等を遵守のうえ、金融機関として必要が内部管理態勢を全国どこでも統一的な水準で確保する。

2 JAバンク全体の安全・効率運用の確保

JA・信連は、JAバンク全体での安全・効率運用の確保を図るため、次のとおり、信連・農林中金に対する資金の預入等を行う。

- (1) JAは信連・農林中金に、信連は農林中金に貯金の相当割合を預け入れることとし、この割合は、原則として、2分の1を下限とする。ただし、JAは信連に、余裕金の相当割合を預け入れることも可能とし、この割合は、原則として、3分の2を下限とする。
- (2) JA・信連は、別途定める相互援助預金預託基準を遵守する。
- (3) JA・信連は、別途定める余裕金運用にかかわる自主ルールを遵守する。

3 経営状況の報告等

- (1) JA・信連は、JAバンクシステム運営の基礎として、経営管理資料、体制整備状況、検査・監査の指摘事項等、その他経営状況に関する事項等について、JAは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金に報告を行うほか、農林中金が求める調査に応じる。
- (2) 本方針に定める基準に該当するJAは、農林中金が信連と連携して行う資産の精査、業務執行体制にかかわる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。
- (3) 本方針に定める基準に該当する信連は、農林中金が行う資産の精査、業務執行体制にかかわる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。

(注) (1)の経営状況に関する報告および(2)(3)の資産精査・実査の基準については、別紙1-1および1-2に定める。

4 資金運用制限ルールの遵守

資金運用（貸出・有価証券等）が体制と能力を超えて行われることを防止するため、実質自己資本比率等にかかわる基準、業務執行体制にかかわる基準に該当するJA・信連は、資金運用範囲の制限

を行い、体制、体力に応じた資金運用とし、リスク抑制による損失拡大を防止する。

(注) 資金運用制限ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、資金運用制限の内容は、別紙3に定める。

5 経営改善ルールの遵守

(1) 経営悪化や破綻を未然に防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準に該当するJ・A・信連は、経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強、信用事業の再編（以下「事業再編」という。）等の経営改善策を実行する。また、業務執行体制にかかる基準に該当するJ・A・信連は、体制の見直し等の業務執行体制の改善を実行する。

(2) この場合、J・A・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

(注) (1) の経営改善策の実行は、別紙2-1および2-2に、(2) の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。

6 組織統合ルールの遵守

(1) J・A・バンクシステムの信頼性と金融機能の維持を図るため、J・A・信連は、経営継続上の重大な問題が生じた場合に、6か月以内（経営破綻の場合直ちに）に、J・Aは信連・農林中金に、信連は農林中金に信用事業譲渡等を行う。

(2) この場合、J・A・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

(3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったJ・Aは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

(注) (1) の組織統合ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2) の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。

7 会計監査人監査等への適切な対応

(1) 法令または定款により会計監査人を置くべきJ・A・信連は、内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人による会計監査（以下「会計監査人監査」という。）に基づいて経営の透明性および信頼性を確保する。

(2) (1) に該当しないJ・Aは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該J・Aは、内部統制を適切に確立したうえで、当該定款の定めを設けるまでの間農林中金が求める会計監査人監査に代わる措置に当たる。

(注) (2) の調査の実施基準および内容は、別紙5-1に定める。

8 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守

(1) 宮農・経済事業に注力することを目的として信連・農林中金への信用事業譲渡による信用事業運営体制の再編成を希望するJ・A（以下「再編成希望J・A」という。）は、信用事業譲渡を含めた信用事業再編成計画を策定し、実行する。

(2) この場合、J・Aが指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

(3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったJ・Aは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

(注) (2) の支援策および支援の前提条件は、別紙6に定める。

9 指定支援法人への財源拠出

(1) J・A・信連・農林中金は、指定支援法人に対して、別途定める基準（負担割合等）に基づき、毎年度必要は財源拠出等を行う。

(2) この拠出負担金割合は、各県における問題発生の有無等に応じて、格差をつけるものとする。

IV 「J・A・バンク会員」が享受するメリット

本方針を遵守する「J・A・バンク会員」は次のメリットを享受することができる。

- 1 「J・A・バンク会員名簿」に登録のうえ、組員・利用者に周知。
- 2 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い。
- 3 農林中金がサービスマーク登録を行っている「J・A・バンク」商標、およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用。
- 4 指定支援法人の支援。

V 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティ）

J・A・バンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は遵守の勧告・ペナルティ措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、J・A・バンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。

(注) 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティ）は、別紙7に定める。

VI 基準等の変更

本方針の内容・基準については、金融情勢の変化、J・A・バンク会員の経営状況等を踏まえ、J・A・バンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

(附 則)

1 平成16年6月25日付一部変更に伴う別紙2の基準の適用については、平成15事業年度にかかると、J・A・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。

2 平成17年6月24日付一部変更に伴う別紙2の基準の適用については、平成16事業年度にかかると、J・A・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。

3 平成17年6月24日付一部変更に伴う、別紙3-1、3-3の自力再建型資本注入を受けたJ・Aにかかると、別紙4の組織統合型・自力再建型資本注入の支援実施の前提条件については、平成17年6月24日以降のJ・A・バンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入案件より適用する。

4 平成18年6月27日付一部変更に伴う、別紙2の資産精査の実施基準の適用については、平成17事業年度にかかると、J・A・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。

5 平成19年6月26日付一部変更に伴う、別紙4の組織統合型・自力再建型資本注入および資金贈与の支援実施の前提条件については、平成19年6月26日以降のJ・A・バンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入および資金贈与の案件より適用する。

6 平成20年6月25日付一部変更に伴う、別紙2の資産精査・業務執行体制にかかると、実質の実施基準の適用については、平成19事業年度にかかると、J・A・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査・実査より適用する。

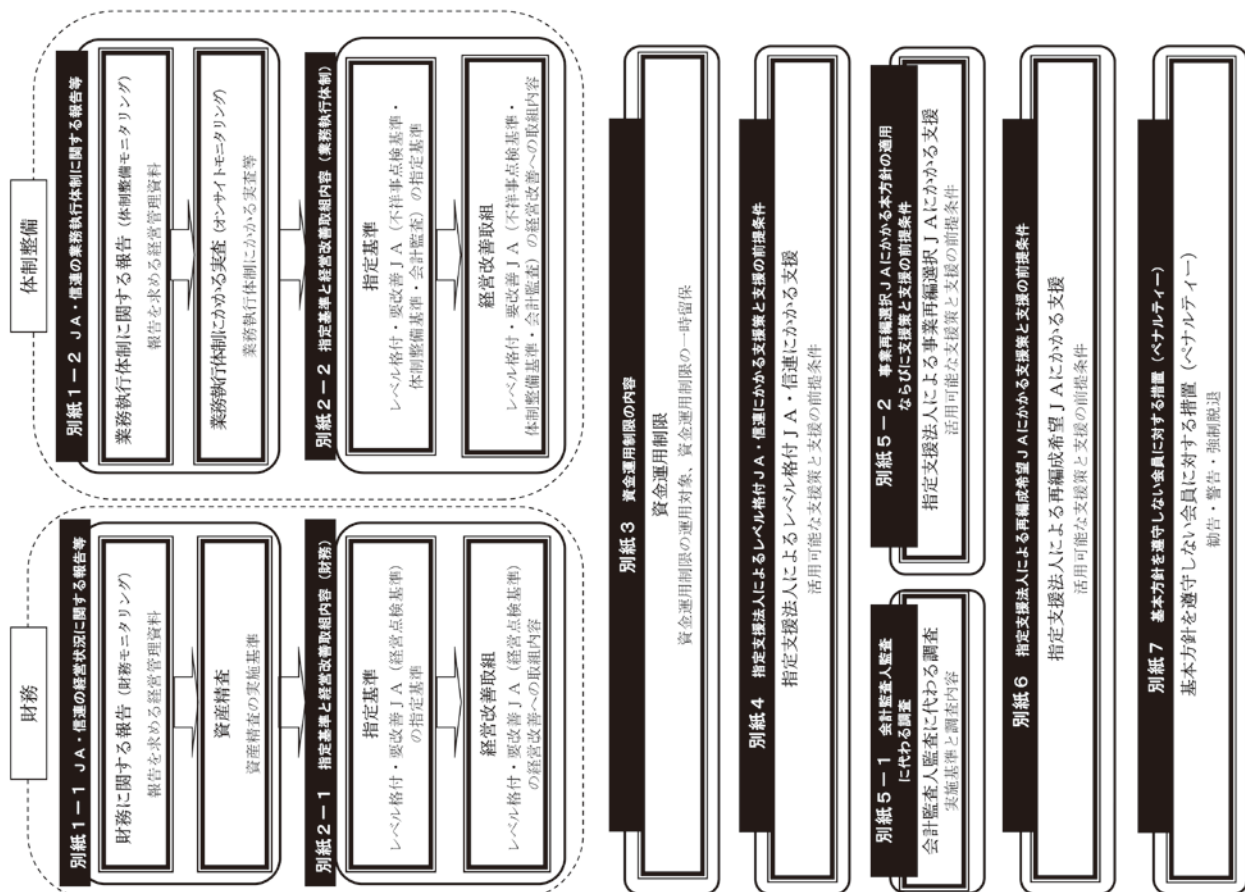
7 平成22年3月26日付一部変更に伴う基準等の適用については、平成21年12月期決算にかかると、J・A・信連の経営状況の報告より適用する。

- 19 平成31年3月14日付一部変更に伴う、別紙1-2の会計監査人にかかわる業務執行体制に関する報告、業務執行体制にかかわる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、別紙2-2のレベル格付（会計監査）の指定基準については、平成31事業年度より適用する。
- 20 平成31年3月14日付一部変更に伴う、別紙1-1の資産精査の実施基準、別紙2-1の要改善JA（経営点検基準）の指定基準については、平成31事業年度にかかわるJA・信連の経営状況の報告より適用する。
- 21 平成31年3月14日付一部変更に伴う、別紙1-2の不祥事等が発生・発覚した場合の対応、別紙2-2のレベル格付（不祥事点検）および要改善JA（不祥事点検基準）の指定基準等については、平成31年9月30日より適用する。
- 22 令和7年3月13日付一部変更に伴う、別紙1-1の資産精査の実施基準、別紙2-1の要改善JA（経営点検基準）の指定基準については、令和7事業年度にかかわるJA・信連の経営状況の報告から適用することとし、令和6事業年度にかかわるJA・信連の経営状況の報告に関しては従前の例による。

以上

- 8 平成25年3月22日付一部変更に伴う、別紙1-2の新たな業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング）については、平成25事業年度の「業務執行体制に関する報告」より適用する。
- 9 平成25年3月22日付一部変更に伴う、別紙2-2の要改善JA（体制整備基準）および体制整備の指定基準によるレベル格付については、平成24・25・26事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、改善に向けた取組みが行われている場合には指定を行わない。
- 10 平成25年3月22日付一部変更に伴う、別紙2-2の要改善JA（体制整備基準）の指定にあたっては、平成27事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、猶予期間を設けない。
- 11 平成26年6月25日付一部変更に伴う、別紙2-1の要改善JA（経営点検基準）にかかわるレベル格付基準については、平成27年1月1日より適用する。なお、指定後経過期間については、平成26年1月1日時点で既に要改善JA（経営点検基準）に指定を受けているJAには「指定後2年経過」を「1年経過」に短縮のうえ適用する。
- 12 平成26年6月25日付一部変更に伴う、別紙2-2の「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事が発生した場合」の基準については、平成27年1月1日より適用する。
- 13 平成28年3月16日付一部変更については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行日（平成28年4月1日）より適用する。
- 14 平成30年3月16日付一部変更に伴う、Ⅲの7、別紙1-1の会計監査報告の写しの提出、別紙1-2の会計監査人の退任にかかる報告および業務執行体制にかかわる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、別紙2-2の指定基準ならびに別紙5-1については、平成31事業年度より適用する。
- 15 平成30年3月16日付一部変更に伴う、別紙4の資本注入（事業再編型）および資金贈与（財務支援・事業再編型）にかかわる支援の前提条件は、平成30年3月16日時点で既にレベル1、2の指定を受けているJAには「指定後1年以内」を「平成31年3月16日まで」と読み替えて適用する。
- 16 平成30事業年度または平成31事業年度の開始の時点において農業協同組合法施行令第22条第1項に定める根拠に達しておらず、かつ、事業再編による経営基盤の強化を選択することを理事会、経営管理委員会または総会等で決定したうえで、その旨を平成31年5月31日までに農林中金に報告したJA（レベル格付の指定を受けているJAを除く。以下「事業再編選択JA」という。）にかかわる本方針の適用ならびに支援策と支援の前提条件は、別紙5-2による。
- 17 別紙2-2にかかわらず、平成31事業年度の「業務執行体制に関する報告」において資金運用体制（貸出・審査体制）の未整備が確認されたJAのレベル格付指定までの猶予期間は、JAバンク健全化要綱において定める。
- 18 平成31年3月14日付一部変更に伴う、Ⅱの3、Ⅲの3、別紙1-1、別紙1-2の中央会等との連携およびJA全国監査機構監査にかかる報告等については平成31年9月30日より適用する。ただし、当該日より前に組織変更を行った都道府県農協中央会については、当該組織変更を行った日より適用する。

基本方針別紙体系図



別紙 1-1

JA・信連の経営状況に関する報告等

1 財務に関する報告 (財務モニタリング)

JA・信連は、経営状況に関する事項として、以下の資料等について、JAは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

経営管理資料	
通期実績	☐ 通期決算実績および事業計画にかかる基礎情報 ☐ 事業量・B/S・P/L・自己資本比率・余裕金運用の状況等の基礎情報 ☐ 会計関連資料：減損損失、繰延税金資産等（JA） ☐ 決算速報（信連）
上半期実績（仮決算）	☐ 事業量・損益にかかる基礎情報
期末の決算見込	☐ 損益・自己資本比率による基礎情報（JA）
その他経営状況に関する事項	
早期警戒制度に基づく行政庁命令を受けた場合、その旨を速やかに報告する。 その他、指導業務の遂行上必要な場合、求められた報告を行う。	
系統BISシステムを使用した経営状況に関する報告	
JA・信連は系統BISシステムを使用し報告を行い、農林中金・信連は、指導業務の遂行上必要な場合、系統BISシステムによるモニタリングを行う。	

・報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会決定し、別に定める。（JAについては、JAバンク健全化要綱において定める。）
 ・上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 資産精査の実施基準

「財務に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が精査対象として決定したJA・信連は、農林中金が信連と連携して行う（精査対象が信連の場合、農林中金が行う）資産の精査に応じる。

➤ 「財務に関する報告」をもとに算出した数値が以下に該当する場合

- 別紙2-1に定める要改善JAの指定基準に該当する場合
- 別紙2-1に定める要改善JAの指定基準に該当する場合
- 以下の項目が指定基準に該当する場合

貸出等 信用供与	(1) 分類債権比率	対信用供与額 20%以上
	(2) 貯貸率	70%以上
	(3) 特定業種への与信	中央本部で審議のうえ経営管理委員会決定した基準
	(4) 大口与信先への与信（JAに限り適用）	（JAについての具体的な基準は、JAバンク健全化要綱で定める）
	(5) 非保全債権（大口与信先のうち管理先以下）考慮後自己資本比率	15%以上
有価証券	(1) 貯証券（JAに限り適用）	中央本部で審議のうえ経営管理委員会決定した基準
固定資産等	(1) 事業利益赤字	（JAについての具体的な基準は、JAバンク健全化要綱で定める）
	(2) 地部門運用（JAに限り適用）	8%未満 （資産精査実施にかかるとストレステストの具体的な方法は、JAバンク健全化要綱で定める）
共通	資産精査実施にかかるとストレステスト後自己資本比率（JAに限り適用）	

- 信用事業にかかる残高・損益・経営指標・資産の健全性に大きな変化が明らかである場合行政検査・会計監査人監査における指摘や、事故・不祥事等があり、「財務に関する報告」の信頼を失うような事態が生じた場合行政検査を拒否した場合

・資産精査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会決定し、別に定める。（JAについては、JAバンク健全化要綱において定める。）

別紙 1-2

JA・信連の業務執行体制に関する報告等

1 業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング等）

JA・信連は、業務執行体制の整備状況に関する事項として、以下の資料等について、JAは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

体制整備状況	
○ 内部監査体制、事務リスク管理体制、貸出・審査体制、余裕金運用体制、リスク管理体制制、法令等遵守状況 等に関するもの。 ※ JAにおいては、JAバンク健全化要綱に定める体制整備基準にかかると整備計画・整備状況について、信連等の実査結果を踏まえ報告する。	
行政検査・会計監査人の指摘事項等	
行政庁命令または以下の指摘事項等があった場合、その旨を速やかに報告する。 ・ 資金運用体制やリスク管理体制等の体制上の問題に関するもの ・ 法令等遵守状況に関するもの ・ 自己査定の適正性に関するもの	
不祥事等	
不祥事等（重大な係争案件を含む）が発生・発覚した場合、レベル格付・要改善JA制度（不祥事点検基準）への該当有無を含め、その旨を速やかに報告する。 ※ JAにおいては、JAバンク健全化要綱に定める不祥事点検基準にかかる再発防止策・取組状況について報告する。	
会計監査人	
○ 会計監査人が退任する場合、退任時期、退任理由および後任の会計監査人等※の選任の状況を速やかに報告する。 ○ 会計監査人からの会計監査報告を受けた場合は、その要因等についても報告する。 見不表明の会計監査報告を受けた場合は、その要因等についても報告する。	

※ 農協同組合法に定める一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。

- ・ 報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会が決定し、別に定める。（JAについては、JAバンク健全化要綱において定める。）
- ・ 上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング等）

- (1) 「業務執行体制に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が実査対象として決定したJA・信連は、農林中金が信連と連携して行う（実査対象が信連の場合、農林中金が行う）実査に応じる。

➢ 不祥事等が発生・発覚した場合 ➢ 行政検査・会計監査人監査で重大な指摘を受ける等、「業務執行体制に関する報告」の内容容に後日疑義が生じた場合 ➢ 法令または定款により会計監査人を置くべきJA・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ➢ 会計監査人から限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合
--

- ・ 業務執行体制にかかる実査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会が決定し、別に定める。（JAについては、JAバンク健全化要綱において定める。）

- (2) JAは、信連等が「業務執行体制に関する報告」の点検・判定のため行う毎年度の常例の実査に応じる。

別紙 2-1

指定基準と経営改善取組内容（財務）

1 レベル格付

別紙 1-1 の報告をもとに、以下の基準に該当するJA・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	改善目標期間
レベル 1	要改善JA（経営点検基準）指定後2年経過しても改善の目処が立たない場合 行政庁から早期警戒制度（持続可能な収益性と将来にわたる健全性）に基づく業務改善命令を受けた場合 実質自己資本比率※ 6%以上～8%未満	2年以内に、要改善JA指定を受けるに至った指定基準に該当しない状態に改善 業務改善計画において定める期間 2年以内に、格付を解消する水準に改善
レベル 2	当該事業年度の末日の自己資本比率が8%未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いJA 実質自己資本比率 4%以上～6%未満	1年以内に、事業再編にかかわる契約についてJA総会決議により承認を受ける 1年以内に、レベル1の水準に改善
レベル 3	レベル1・2指定JAが改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合 実質自己資本比率 4%未満	組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を6か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行

※実質自己資本比率は、農協同組合法に基づき最終事業年度の末日の自己資本の額から中央本部で審議のうえ経営管理委員会が決定した項目を控除して算定する。資産精査実施先については資産精査の結果を踏まえた実質自己資本比率を採用する。

- ・ レベル格付の指定を受けたJA・信連は、別紙3により資金運用範囲の制限を行う。
 - ・ 指定を受けたJA・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、以下の経営改善策に取り組む。
- ＜経営改善取組内容＞
- 経営管理の強化
 - 増資・内部留保確保等による自己資本増強
 - 不良資産の処理等の財務健全化
 - 経費削減等による収支改善等
 - ・ 指定を受けたJA・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかわる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、JA・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に申し要請することができる。

2 要改善JA（経営点検基準）

別紙 1-1 の報告をもとに、以下の基準に該当するJAは経営改善に取り組む。

指定基準	改善目標期間
○ 要改善JA指定にかかるストレステスト後自己資本比率8%未満 （要改善JA指定にかかるストレステストの具体的な方法は、JAバンク健全化要綱で定める）	経営改善計画において定める期間

- ・ 要改善JAの指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けたJAは、経営改善計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。（共通）
- ・ 当該事業年度の末日に上記の実質自己資本比率にかかわるレベル1・2指定基準または要改善JAの指定基準に該当する蓋然性が高いJAについては、農林中金は指定を行い、早期に指導を行うことができる。
- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会が決定し、別に定める。（JAについては、JAバンク健全化要綱において定める。）
- ・ 農林中金は、JAバンク会員にかかわる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

別紙 2-1 指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）

1 レベル格付

別紙 1-2 の報告により以下の指定基準に該当する J・A・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準
レベル 1	資金運用体制 ○ 体制整備基準のうち資金運用体制の項目が未整備 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制）を受けた場合
	「要改善 J・A（不祥事点検基準）」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合
	再発 J・A において、「要改善 J・A（不祥事点検基準）」指定要件に該当する信用事業での不祥事事件が新たに発生した場合（注 1）
	※再発 J・A とは、要改善 J・A 指定後の再発防止策取組期間中または解除後 3 年以内に、指定基準に該当する信用事業での不祥事事件（不祥事事件の開始日が当該再発防止策の取組開始日以降のもの）が発生し、外部指摘で発覚した J・A とする。
	○ 信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事事件（子会社含む。以下同じ）または役員が関与する信用事業での不祥事事件が発生した場合（注 2）
レベル 2	○ 体制整備基準（資金運用体制以外）の項目が未整備
	・ 要改善 J・A の指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
	・ 指定を受けた J・A は、要改善 J・A（不祥事点検基準）にあっては再発防止策、要改善 J・A（体制整備基準）にあっては体制整備計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。
レベル 3	○ 要改善 J・A（体制整備基準）
	・ 上記の指定基準、経営改善取組内容、経過措置等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会にて決定し、別に定める。（J・A については、J・A バンク健全化要綱において定める。）
	・ 農林中金は、J・A バンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

（注 1）本基準において「新たに」とは再発 J・A に該当し初めて策定した再発防止策の取組浸透期間（6 か月）の経過後に、当該不祥事事件の開始日があることをいう。

（注 2）信用事業に権限を有する役員には、信用事業の内部統制に関与する観点からリスク管理担当役員を含めるものとする。

（注 3）J・A バンク基本方針に基づく指導と同等の指導とは「J・A 共済不祥事事件措置基準」に基づく指導とする。レベル格付の指定対象外としたものは要改善 J・A に指定する。

（注 4）J・A・信連に関連する業務は、J・A・信連の業務またはその役員であることを前提に就任する関連団体の業務をいう。関連団体は、J・A・信連が出資を行うまたは会費を支払う法人とし、その子会社も含める。金融商品取引法に違反した場合は、刑事罰・過料・課徴金が科された場合をいう。

・ レベル格付の指定を受けた J・A・信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。

・ レベル 3 の指定を受けた J・A・信連は、組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行する。

・ 指定を受けた J・A・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、農林中金との協議により、以下の経営改善策を策定し取り組む。

<経営改善取組内容>

- 相互けん制機能強化等、資金運用体制の整備・見直し、会計監査人から無限定適正意見の会計監査報告を受ける等
- 指定を受けた J・A・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J・A・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に申し要請することができる。

2 要改善 J・A（不祥事点検基準・体制整備基準）

別紙 1-2 の報告により、以下の基準に該当した J・A は、経営改善に取り組む。

	指定基準
要改善 J・A （不祥事点検基準）	○ 不祥事が発生し以下の不祥事点検基準に該当 ・ 組織性、隠蔽、長期間、反復、多額等 ○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制以外）を受け た場合
要改善 J・A （体制整備基準）	○ 体制整備基準（資金運用体制以外）の項目が未整備

- ・ 要改善 J・A の指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けた J・A は、要改善 J・A（不祥事点検基準）にあっては再発防止策、要改善 J・A（体制整備基準）にあっては体制整備計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

※ レベル格付および要改善 J・A の指定にあたり、別紙 1-2 の報告（体制整備モニタリング）において体制整備基準項目の未整備が確認された場合、指定まで 6 か月間の猶予期間を設ける。この間、該当 J・A は速やかに体制整備に取り組む。

（共通）

- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容、経過措置等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会にて決定し、別に定める。（J・A については、J・A バンク健全化要綱において定める。）
- ・ 農林中金は、J・A バンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

資金運用制限の内容

別紙2-1・2-2により、レベル格付に指定されたJ A・信連は、原則以下の資金運用制限を行い、信連・農林中金と月次資金協議を行って運用する。

1 J A	運用対象
レベル 1	・地公体向け貸出 ・地公体外郭団体（地公体が保証あるいは損失補償を行う先）に対する貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・自組合貯金担保、共済担保、有価証券担保貸出 ・その他J Aバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
レベル 2	・国債 地方債 政府保証債 ・農林債券 ・新規資金運用は信連・農林中金への預け金に限定する。
レベル 3	※ただし、以下を除く ・自組合貯金担保貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・その他J Aバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
レベル 2 3	・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。

2 信連

運用対象
○ 新規運用は、正常先または優良担保保証付案件への貸出や、公共債等の低リスク銘柄への投資に限定。 ○ 運用総枠、業種別・格付別シーリング、与信期間等の設定。 ○ ロスカットルールの厳格化。
○ 新規与信行為の停止。

(共通)

- ・次期決算期までに、事業再編または組織統合を行うこと、経営改善・資本注入により当該レベル区分以上自己資本比率が改善すること、資金運用体制にかかる体制整備基盤に基づく問題解消が確実な場合、または再発防止策（体制整備計画）の着実な実践により問題解消が確実な場合、特定の地域に限定された信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件または役員が関与する信用事業での不祥事件の場合には、運用内容を厳格に月次精査することとを条件に、資金運用制限の一部または全部の適用を、一時留保・修正することができる。
- ・係争案件等を抱えるケースで、十分な対策が事前に用意できている場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の適用を一時留保することができる。
- ・その他、J Aにおいて、資金運用制限の適用を留保することができる場合の取扱い等については、J Aバンク健全化要綱で定める。
- ・資金運用制限適用の一時留保・修正については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

指定支援法人によるレベル格付J A・信連にかかる
支援策と支援の前提条件

レベル格付の指定を受けたJ A・信連が、経営改善を実施するうえで、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

レベル格付と活用可能な支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事業毎に中央本部で審議)	支援の前提条件
利子補給 (レベル1～3)	○対象となる借入れ：貯私資金または事業再編もしくは組織統合に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：10年以内 ○利子補給率：1%以内	○経営責任の明確化を行うこと ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
債務保証 (レベル1～3)	○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10年以内 ○保証割合：100%以内 ○保証料率：0.1%以内	○利子補給と同じ
事業再編型 (レベル1～3)	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル1、2 J Aについては、J Aの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後1年以内に決定すること ○10年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
緊急支援型 (レベル2)	○一次支援：経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援：事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○1当該事業年度の末日の自己資本比率が8%未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いJ Aとしてレベル2の指定を受けること ○一次支援を行う場合：J Aの理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約についてJ A総会決議による承認を指定後1年以内に受ける方針および自己責任を果たす方針を決定すること ○二次支援を行う場合： ・事業再編にかかる契約についてJ A総会決議による承認を指定後1年以内に受けること ・自己責任を果たすこと ・10年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
自力再建型 (レベル1～2)	○自己資本比率4%超10%までの範囲内	○責任ある経営体制を確立すること ○以下について実効的な経営改善策を策定すること ・10年以内に確実に消却原資を確保すること ・注入する資本控除後の実質自己資本比率を経営改善の開始後5年以内に8%以上に改善すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること

資本注入

別紙 5-1

会計監査人監査に代わる調査

以下の実施基準に該当し、かつ農林中金が調査対象として決定したJAは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるまでの間、以下の調査に応じる。

○各事業年度の開始の時に、農協同組合法施行令第22条第1項に定める規模に達しておらず、かつ当該事業年度に開催される通常総会の時点で会計監査人を置く旨の定款の定めを設けていないJA

＜調査の内容＞

- 計算書類等の正確性の検証
- 内部管理態勢の有効性の検証
- 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についてのJA代表理事との協議
- ・調査の具体的な内容等については、JAバンク健全化要綱において定める。

資金 調 与	費用助成 (レベル1～3)	○助成対象：JA信用事業 譲渡を円滑に進めるた めに必要かつ相当な資 用（継続的に発生する 費用を上限）	○利子補給と同じ
	財務支援・ 事業再編型 (レベル1～3)	○事業再編または組織統 合を行うために必要か つ相当な金額	○レベル1、2JAについては、JAの理事会または 経営管理委員会において事業再編を行う方針を指 定後1年以内に決定すること ○破綻処理3原則（減資、経営責任の追及、組織の消 滅）に準じた対応を行うこと（担保法を適用する破 綻処理の場合には破綻処理3原則を遵守） ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹 底すること
損 害 担 保	財務支援・ 緊急支援型 (レベル2)	○一次支援：経営悪化や破 綻の蓋然性が消失する 水準 ○二次支援：事業再編を行 うために必要かつ相当 な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が8%未満と なる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然 性が高いJA」としてレベル2の指定を受けること ○一次支援を行う場合：JAの理事会または経営管理 委員会において、事業再編にかかる契約についてはJA 総会決議による承認を指定後1年以内に受ける 方針および破綻処理3原則に準じた対応を行う方 針を決定すること ○二次支援を行う場合： ・事業再編にかかる契約についてJA総会決議によ る承認を指定後1年以内に受けること ・破綻処理3原則に準じた対応を行うこと ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹 底すること
	事業譲渡型 (レベル1～3) 一部 事業譲渡型※ (レベル1～2)	○対象債権：JA信用事業 譲渡を円滑に進めるた めに損害担保を付すこ とが必要と認められる 農業または関連産業向 け貸付け ○相償額：譲受時の残元本 の毀損額の50%以内 ○対象債権から回収益が 発生した場合、その 50%以上を指定支援法 人に納付 ○期間：10年以内	○利子補給と同じ ○責任ある事業運営体制を確立すること ○事業譲渡による技術処理が最善であると判断され ること

※ 一部事業譲渡型：JAにおける農業者向け取引の一部を信連・農林中金に譲渡し、地域農業基盤の維持・強化の観点から、一定の時間をかけながら債務者管理・経営改善支援をより適切に行う場合

- ・ 支援の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（JAについてはJAバンク健全化要綱において定める。）
- ・ 中央本部の審議を経る計画には、具体的な経営改善策または組織統合の内容を盛り込む。
- ・ 農水産業協同組合貯金保険法に基づく資金援助を補完するため、債務保証、資本注入（事業再編型）、資金贈与（財務支援・事業再編型）を活用することができる。
- ・ JAバンク全体の信用秩序を維持する上で緊急かつ必要やむを得ないと認めた場合には、例外的な取扱いができるものとし、その実施については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

別紙 5-2
事業再編選択 J A にかかる本方針の適用ならびに
指定支援法人による支援策と支援の前提条件

1 本方針の適用

(1) 事業再編選択 J A については、Ⅲの 7 (2) および別紙 5-1 を下表のとおり読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
Ⅲの 7 (2)	(1) に該当しない J A は、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該 J A は、当該定款の定めを設けるまでの間	(1) に該当しない事業再編選択 J A は、事業再編が完了するまでの間
別紙 5-1	<調査の内容> ➢ 計算書類等の正確性の検証 ➢ 内部管理態勢の有効性の検証 ➢ 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）に ついての J A 代表理事との協議	<調査の内容> ➢ 計算書類等の正確性の検証 ➢ 事業再編の進捗状況の確認

(2) 別紙 2-2 にかかわらず、事業再編選択 J A については、別紙 1-2 の報告において内部監査体制または資金運用体制（貸出・審査体制）のうち J A バンク健全化要綱において定める項目が未整備であっても、事業再編が完了するまでの間指定を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならぬ。

2 活用可能な支援策と支援の前提条件等

事業再編選択 J A が、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならぬ。

活用可能な支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事業毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：事業再編による経営基盤強化を円滑に進めるために必要かつ相 当な費用（継続的に発生する費用に 対する助成は 3 年間を上限）	○事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を受けること ○事業再編による経営基盤強化の計画を策定し実 践すること

・ 支援の具体的な内容については、J A バンク健全化要綱において定める。

・ 事業再編選択 J A が再編成希望 J A に該当しかつ再編成希望 J A にかかる支援の前提条件等を充足する場合、この支援策と重複して再編成希望 J A にかかる支援を受けることができる。

別紙 6

指定支援法人による再編成希望 J A にかかる
支援策と支援の前提条件

再編成希望 J A が、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならぬ。

1 支援対象と活用可能な支援策

支援対象	活用可能な支援策
レベル格付の指定を受けていない再編成希望 J A	利子補給、債務保証、資金贈与（費用助成）、損害担保

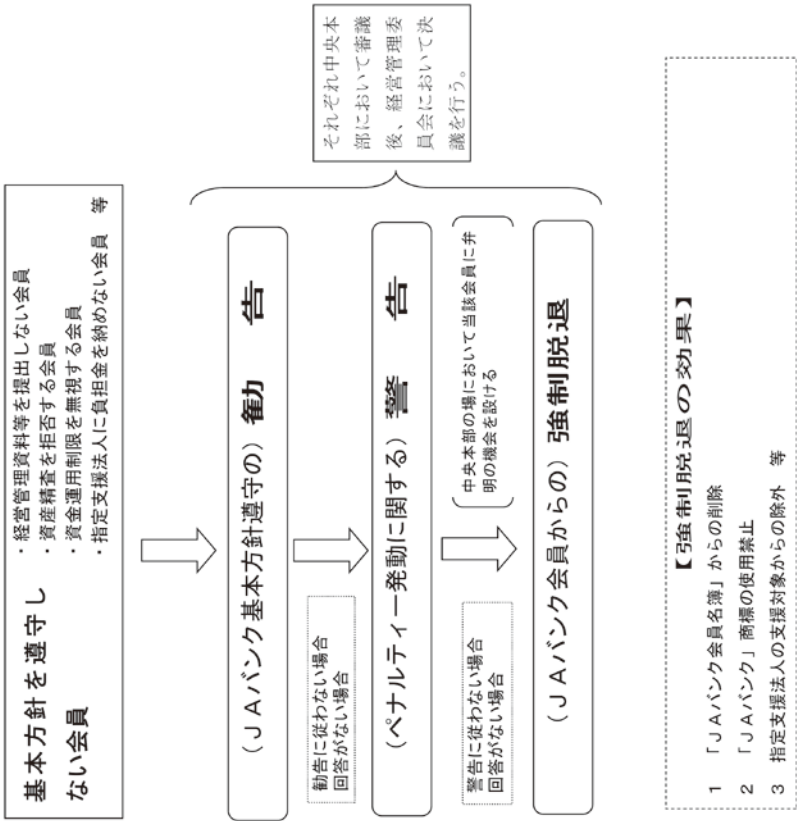
2 支援の前提条件等

支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事業毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
利子補給	○対象となる借入れ：J A 信用事業譲渡に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：10 年以内 ○利子補給率：1 %以内	
債務保証	○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10 年以内 ○保証割合：100%以内 ○保証料率：0.1%以内	
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相 当な費用（継続的に発生する費用に 対する助成は 5 年間を上限）	○宮農・経済事業に注力することを目的とした J A 信用事業譲渡の計画を策定し実践すること
損害担保	○対象債権：J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の 80%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その 80%以上を指定支援法人に納付 ○期間：10 年以内	

・ 支援の具体的な内容については、J A バンク健全化要綱において定める。

基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティ）

Aバンク全体の信頼性を確保するため、基本方針を遵守しない会員に対し、以下のとおり、農林中金は遵守の勧告・ペナルティ措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、Aバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。



《《持続可能な開発目標(SDGs)》》

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)「SDGs」は、「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、2030年までの達成を目指し、17の目標が国連により定められました。

SDGsの「誰一人取り残さない」という理念は、JAの「組合員の皆さまや地域社会のために」という理念に共通するものであり、JAの数多くの取り組みがSDGsの目標達成に貢献します。

そのため全国のJAグループは、持続可能な開発目標(SDGs)への取組方針を策定しました。この取組方針では、JAグループとしての基本的考え方を整理し、目標達成への貢献を宣言しています。また、JAグループの具体的取組事項を3つの分野((1) 食料・農業事業、(2) 地域・暮らし事業、(3) 協同・組織運営)・6つの取り組みに分けて整理しています。

宣 言

わたしたちJAグループは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に賛同し、その達成に向けて、事業・活動に取り組みます。

JAグループは「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、組合員の皆さんの声に応えながら、不断の自己改革への取り組みを通じて、持続可能な地域農業・地域社会づくりに取り組んできました。

今後はさらに、わたしたちの事業や活動が与える多面的な影響にも配慮しながら、地球的視野に立ち、地域社会を構成する一員として、組織・事業・経営の革新をはかり、社会的役割を誠実に果たします。

JAグループは、各々の置かれた環境を踏まえて、SDGsの達成に向けて、事業・活動に取り組んでいきます。



【共通】

■コンプライアンス

企業や機関、団体、組合の「法令等遵守」と訳されますが、法令の遵守に加え、「倫理や社会貢献などに配慮した行動をする」という意味が含まれています。

■総合ポイント奨励制度

J A あいち海部の事業を利用、または活動に参加された組合員・利用者の皆様にポイント会員に入会していただき、利用・参加状況等に応じてポイントを付与するサービスです。貯まったポイントは1ポイント1円でJ A のグリーンセンターやグリーンプラザ、A コープ、購買窓口やガソリンスタンド等でご利用いただけます。

【指導事業】

■地域農業ビジョン

「今後どのように地域農業を維持・発展させていくのか」について将来のJ A あいち海部管内の農業の目指す姿を描いたものです。

■中核的担い手

地域農業をリードし、所得水準を確保するとともに、今後想定される農地の受け皿としての機能を有するなど、次世代にわたり地域の農業を持続的に発展させる役割を担う農業者のことです。

■農業ICTツール

人工衛星からのGPSを使った自動運転走行のトラクターや農業用ドローンによる農薬・肥料散布、農作物の生育管理に活用するデータの収集・分析など、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術を活用して農業生産を効率化するための技術です。

■農業無料職業紹介事業

農家の労働力不足等の課題解決に向けJ A が職業安定法に基づき求人農家と求職者とのマッチングを行う事業です。

【営農事業】

■2024年物流問題

働き方改革関連法によって2024年4月以降、自動車運転業務の時間外労働時間の上限が年間960時間に制限されることによって発生する問題の総称です。規制によって距離や1日に運べる荷物が減少することで、運賃の上昇や、ドライバーの収入の減少・離職等が懸念されています。

■農地中間管理事業

地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地について、農地中間管理機構が借り受け、必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮し、貸し付ける事業です。

■みどりの食料システム戦略

国内農林水産業の生産力強化や持続可能性の向上を目指し、2021年5月に農林水産省が策定した食料生産の方針。農林水産業に伴う温室効果ガスの放出や、化石燃料由来の肥料の使用量を削減するといった環境負荷の低減策が中心となっています。

■播種前出荷契約

農産物の種まき（播種）前に生産者が取引先と農産物の価格、数量、対象（品質）について取り決める取引のことです。

■園芸販売集出荷システム

生産者自身がスマートフォン等から出荷予約を入力し、早期に出荷数量を把握することで取引先等への有利販売につなげる、販売力強化と業務及び物流の効率化を一元管理できるシステムのことです。

■農業生産工程管理（国際水準GAP）

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善をする取り組みです。

農林水産省では、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野を含むGAPを国際水準GAPと呼び、ガイドラインを策定し普及を推進しています。

■WEB農業簿記システム

JA愛知中央会・(株)ソリマチの共同開発によるシステムです。インターネットを利用して組合取引（通帳・購買・販売）をデータで取得し、自動で仕訳作成を行います。

【信用事業】

■ネットバンク

窓口やATMに行かなくても、残高や入出金照会、振込等がインターネット上からできるサービスです。

■JAバンクアプリ

通帳を持ち歩く必要なく、口座残高や入出金の明細が確認できるスマートフォンアプリです。

■マネー・ローンダリング

犯罪で取得した不正資金等、違法な手段で入手したお金を、架空口座や他人名義口座等を利用し出所を分からなくして、正当な手段で得たお金と見せかけること。日本語では口座を転々とするうちに、汚れたお金（マネー）が洗濯（ローンダリング）されてしまう意味で「資金洗浄」といいます。

【共済事業】

■3Q活動（あんしんチェック）

保障点検による「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じ、組合員・利用者の信頼と期待に応え「安心」と「満足」を届ける活動です。

【経営管理業務】

■准組合員モニター

地域農業の応援者である准組合員の声をJA事業の運営改善に繋げることを目的に行っている制度です。海部地域の農業やJA事業への理解醸成を図る講座やJA職員との意見交換などを行っています。

■援農ボランティア

農家の労力支援と地域住民の地域農業への理解促進を目的に、准組合員から農作業のボランティアを募集する取り組みです。

■3線モデル

第1線を業務部門内での日常的モニタリングを通じたリスク管理、第2線をリスク管理部門などによる部門横断的なリスク管理、そして第3線を内部監査部門による独立的評価として、組織内の権限と責任を明確化した内部統制、ガバナンス及び全組織的なリスク管理に係る体制整備の考え方です。

【監査】

■会計監査人監査

会計監査人とは、監査及び会計の専門家のことです。独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することを目的として、会計に関するリスクとそのリスクをコントロールするための内部統制が機能しているかの監査を実施します。会計監査人監査を受けることで、財務情報の信頼性を向上し、社会的信頼性が高まります。

貸 借 対 照 表

【資 産】

本組合で運用している資産（預け金、貸出金、固定資産等）の状態をあらわしたもので、それぞれの資金を信連に預金する、購買事業に運用する、土地や建物の取得にふりわける、資金が必要な組合員に貸し出す等資金をどのように運用しているかの明細です。

科 目	説 明
1.信 用 事 業 資 産	
(1)現 金	本店・支店の手持ち現金や小切手
(2)預 金	信連・銀行等に預けてあるお金
系 統 預 金	信連に預けてあるお金
系 統 外 預 金	銀行に預けてあるお金
(3)有 価 証 券	財産権を表章する証券
国 債	国（政府）が発行する債券
地 方 債	地方公共団体（都道府県）が発行する債券
政 府 保 証 債	政府関係機関等が発行する債券
社 債	企業が発行する債券
受 益 証 券	信託契約に基づく受益権を表章する証券
(4)貸 出 金	組合員や行政等へ貸しているお金
(5)その他の信用事業資産	預金・貸出金・有価証券等の未収利息及び基金協会への保証金等
未 収 収 益	信用事業で決算において未収となっている収益
そ の 他 の 資 産	仮払金等
(6)貸 倒 引 当 金	貸出金等の貸倒に備えた引当金
2.共 済 事 業 資 産	
(1)その他の共済事業資産	共済事業における未収の付加収入
3.経 済 事 業 資 産	
(1)経 済 事 業 未 収 金	購買事業（購買品等）・販売事業（販売品等）代金の未収金
(2)経 済 受 託 債 権	受託販売品の仮渡金等
(3)棚 卸 資 産	購買品等の在庫
購 買 品	生産資材や生活物資等
そ の 他 の 棚 卸 資 産	その他の在庫
(4)その他の経済事業資産	家畜事業・農地賃貸借等の金額
(5)貸 倒 引 当 金	経済未収金等の貸倒に備えた引当金
4.雑 資 産	
5.固 定 資 産	
(1)有 形 固 定 資 産	建物や機械装置等の固定資産
建 物	組合が所有している建物・建物附属設備
機 械 装 置	組合が所有している機械・装置
土 地	組合が所有している土地
リ ー ス 資 産	ファイナンス・リース取引に計上するリース資産
その他の有形固定資産	組合が所有している構築物・車両・器具備品等
減 価 償 却 累 計 額	当期までの減価償却資産に係る減価償却費の総額
(2)無 形 固 定 資 産	システム・電話加入権等の固定資産
6.外 部 出 資	
(1)外 部 出 資	系統機関や取引団体に対する出資
系 統 出 資	系統機関に対する出資
系 統 外 出 資	系統機関外の取引上関係のある団体等に対する出資
7.繰 延 税 金 資 産	

【負債および資本】

本組合の負債（貯金、借入金、未払金等）および資本（出資金、準備金、積立金等）の状態をあらわしたもので、資金をどのように集めているかの明細です。

科 目	説 明
1.信 用 事 業 負 債	
(1)貯 金	利用者の皆様から組合がお預かりしているお金
(2)借 入 金	信用事業の資金として借りているお金
(3)その他の信用事業負債	貯金・借入金の未払利息や貸付金の一部を留保している資金等
未 払 費 用	信用事業で決算において未払いとなっている費用
そ の 他 の 負 債	その他の信用事業における負債
2.共 済 事 業 負 債	
(1)共 済 資 金	共済掛金等契約者の皆様から組合が一時にお預かりしているお金
(2)未経過共済付加収入	共済付加収入のうち次年度の収益とするお金
(3)共 済 未 払 費 用	加入者奨励等における未払費用
(4)その他の共済事業負債	保険代理店業務における保険料の未払金
3.経 済 事 業 負 債	
(1)経 済 事 業 未 払 金	購買品・販売品の仕入れ代金で支払っていないもの
(2)経 済 受 託 債 務	受託販売品の仮受金等代金の未清算のもの
(3)その他の経済事業負債	受入保証金・経済預り金等
4.雑 負 債	
(1)未 払 法 人 税 等	今年度分として納税する法人税等
(2)資 産 除 去 債 務	資産除去債務
(3)そ の 他 の 負 債	各事業以外の未払消費税・未払金等
5.諸 引 当 金	
(1)賞 与 引 当 金	翌事業年度の職員の賞与にあてるための引当金
(2)退 職 給 付 引 当 金	職員の退職金にあてるための引当金
(3)役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金にあてるための引当金
(4)ポ イ ン ト 引 当 金	ポイント会員のポイント還元にあてるための引当金
(5)特例業務負担金引当金	特例業務負担金の提出に備えた引当金
負 債 の 部 合 計	
（ 純 負 債 の 部 ）	
1.組 合 員 資 本	
(1)出 資 金	組合員の皆様から提供していただいたお金
(2)利 益 剩 余 金	当期に得た利益剰余金
利 益 準 備 金	定款の規定により積み立てたお金
その他利益剰余金	当期に得たその他の利益剰余金
特 別 積 立 金	今後の経営安定のために積み立てたお金
施設整備等積立金	中長期的な施設取得・修繕のための準備金
地域農業振興積立金	地域農業振興等の取り組みに対する積立金
リスク対策積立金	経済動向の悪化や自然災害による多額の損失の発生に備えた積立金
税効果調整積立金	税効果会計に係る積立金
当期末処分剰余金	当期に処理する剰余金の総額
（うち当期剰余金）	当期に得た税引後の利益
(3)処 分 未 済 持 分	組合員の任意脱退に係る組合保有持分
2.評 価 ・ 換 算 差 額 等	
(1)その他有価証券評価差額金	その他有価証券の時価評価により生じた評価差額

損 益 計 算 書

科 目	説 明
1.事業総利益	
事業収益	各事業の収益（収入）の合計から内部損益額を引いた金額
事業費用	各事業の費用（支出）の合計から内部損益額を引いた金額
(1)信用事業収益	信用事業によって得た収益
資金運用収益	各取引によって得た収益
（うち預金利息）	信連等に預けたお金の利息
（うち有価証券利息）	国債・地方債等の有価証券の利息
（うち貸出金利息）	組合員の皆様に融資しているお金に対する利息
（うちその他受入利息）	借入留保金に対する利息等
役務取引等収益	為替業務に基づく受入手数料・業務受入委託料
その他経常収益	その他の信用事業における収益
(2)信用事業費用	信用事業によって発生した費用
資金調達費用	各取引によって発生した費用
（うち貯金利息）	利用者の皆様からお預かりした貯金に対する利息
（うち給付補填備金繰入）	利用者の皆様からお預かりした定期積金に対する利息
（うち借入金利息）	信連等より借入れた資金の利息
（うちその他支払利息）	貸付留保金に対し支払った利息等
役務取引等費用	オンライン取引に関する手数料等
その他経常費用	その他の信用事業における費用
（うち貸倒引当金戻入益）	信用事業に係る貸倒引当金の戻入益
（うち貸出金償却）	貸付先の破産などにより回収不能な貸付金の償却額
信用事業総利益	
(3)共済事業収益	共済事業によって得た収益
共済付加収入	組合の付加掛金
その他の収益	受取奨励金・受取特別配当金等
(4)共済事業費用	共済事業によって発生した費用
共済推進費	共済契約に係る記念品等の推進のための経費等
共済保全費	共済掛金収納業務の契約保全のための経費等
その他の費用	その他消耗品費等
共済事業総利益	
(5)購買事業収益	購買事業によって得た収益
購買品供給高	生産資材・生活物資等の売上高
購買手数料	購買事業の受入手数料
その他の収益	その他の収益
(6)購買事業費用	購買事業によって発生した費用
購買品供給原価	生産資材・生活物資等の受入原価
購買品供給費	購買品の供給に係る費用
その他の費用	その他購買事業に係る費用
（うち貸倒引当金繰入額）	購買事業に係る貸倒引当金の繰入額
購買事業総利益	
(7)販売事業収益	販売事業によって得た収益
販売品販売高	農畜産物の販売高
販売手数料	販売事業に係る受入手数料
その他の収益	その他の収益
(8)販売事業費用	販売事業によって発生した費用
販売品販売原価	販売品の受入原価
その他の費用	その他販売事業に係る費用
（うち貸倒引当金戻入益）	販売事業に係る貸倒引当金の戻入益
販売事業総利益	

科 目	説 明
(9)保管事業収益	米等に係る保管事業によって得た収益
(10)保管事業費用	米等に係る保管事業によって発生した費用
（うち貸倒引当金戻入益）	保管事業に係る貸倒引当金の戻入益
保管事業総利益	
(11)利用事業収益	R C・葬祭・介護事業等利用事業によって得た収益
(12)利用事業費用	R C・葬祭・介護事業等利用事業によって発生した費用
（うち貸倒引当金戻入益）	利用事業に係る貸倒引当金の戻入益
利用事業総利益	
(13)宅地等供給事業収益	宅地等供給事業（資産管理事業）によって得た収益
(14)宅地等供給事業費用	宅地等供給事業（資産管理事業）によって発生した費用
宅地等供給事業総利益	
(15)指導事業収入	補助金等や指導事業によって得た収入
(16)指導事業支出	広報誌・組織活動・営農・生活事業に係る支出
指導事業収支差額	
2.事業管理費	
(1)人件費	役員報酬・職員給与手当等
(2)業務費	会議費・業務委託費・通信費等
(3)諸税負担金	租税・関係機関に支払う分担金等
(4)施設費	施設関係・車両管理・固定資産の減価償却費等
(5)その他事業管理費	上記以外のその他の費用
事業利益	
3.事業外収益	
(1)受取雑利息	事業未収金・自主流通米の仮渡金等に対して受入れる利息額
(2)受取出資配当金	外部出資に係る配当金
(3)賃貸料	組合所有の土地・建物の賃貸料の受入額
(4)商権利用料	(株) あいちエネルギーからの支払金
(5)雑収入	事業外でその他の科目に属さない収益
4.事業外費用	
(1)寄付金	各種団体への寄付金
(2)賃貸費用	組合が賃貸している土地・建物の賃貸収入に伴う費用
(3)雑損失	事業外でその他の科目に属さない費用
経常利益	
5.特別利益	
(1)一般補助金	固定資産取得のための行政等からの補助金
6.特別損失	
(1)固定資産処分損	固定資産の売却における処分損
(2)固定資産圧縮損	固定資産取得のための行政等からの補助額を減額する
(3)減損損失	固定資産の評価損（減損会計導入に係る損失額）
(4)その他の特別損失	臨時的に発生した損失
税引前当期利益	
法人税、住民税及び事業税	法人税等の支払いに引当てた費用
法人税等調整額	税効果会計に伴う法人税等調整額
法人税等合計	法人税、住民税及び事業税の合計額
当期剰余金	当期剰余金
当期首繰越剰余金	前年度からの繰越した剰余金
施設整備等積立金取崩額	当期に投資した施設整備金を取崩した額
税効果調整積立金取崩額	税効果会計に伴う法人税等調整額の取崩額
当期末処分剰余金	前年度からの繰越した剰余金と当期剰余金の合計

J A 綱 領

～わたしたち J A のめざすもの～

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主、自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

農作業に興味のある方

時間を有効活用したい方



食・農・くらしのそばに
JAあいち海部

未経験でも
OK!!

農家で働いて みませんか?

JAあいち海部では地元農家の高齢化や後継者不足による
労力不足を補うため、職業安定法関係法令及び通達に基づいて
無料職業紹介事業を始めました!

組合員農家(雇い主)



- 作業を手伝ってくれる人を募集したい!でも...どこに依頼したらいいのかな。

求職者



- 空いた時間を有効活用したい!
- 簡単な農作業なら手伝えるかも!

まずは求人登録!

求人票に必要事項を
ご記入ください

JA職員との面談

求人登録!

JAグループ愛知
「農業求人サイト」
はこちらから



JAあいち海部に
おまかせ
ください!

JAあいち海部
**無料職業
紹介**

まずは求職登録!

求職票に必要事項を
ご記入ください

JA職員との面談

求職登録!

求職申込は求職者名簿への登録であり、農家からの採用がすぐにあるとは限りませんので、ご了承ください。

農家(雇い主)と求職者との面談後
雇用契約へ

求人情報はJAグループ愛知「農業求人サイト」に掲載!

さらに、求人サイト **Indeed** や **DOMO!NET** にも求人情報が同時掲載!!



農業のためと、地域のために 明日のために
JA 共済の
地域貢献活動

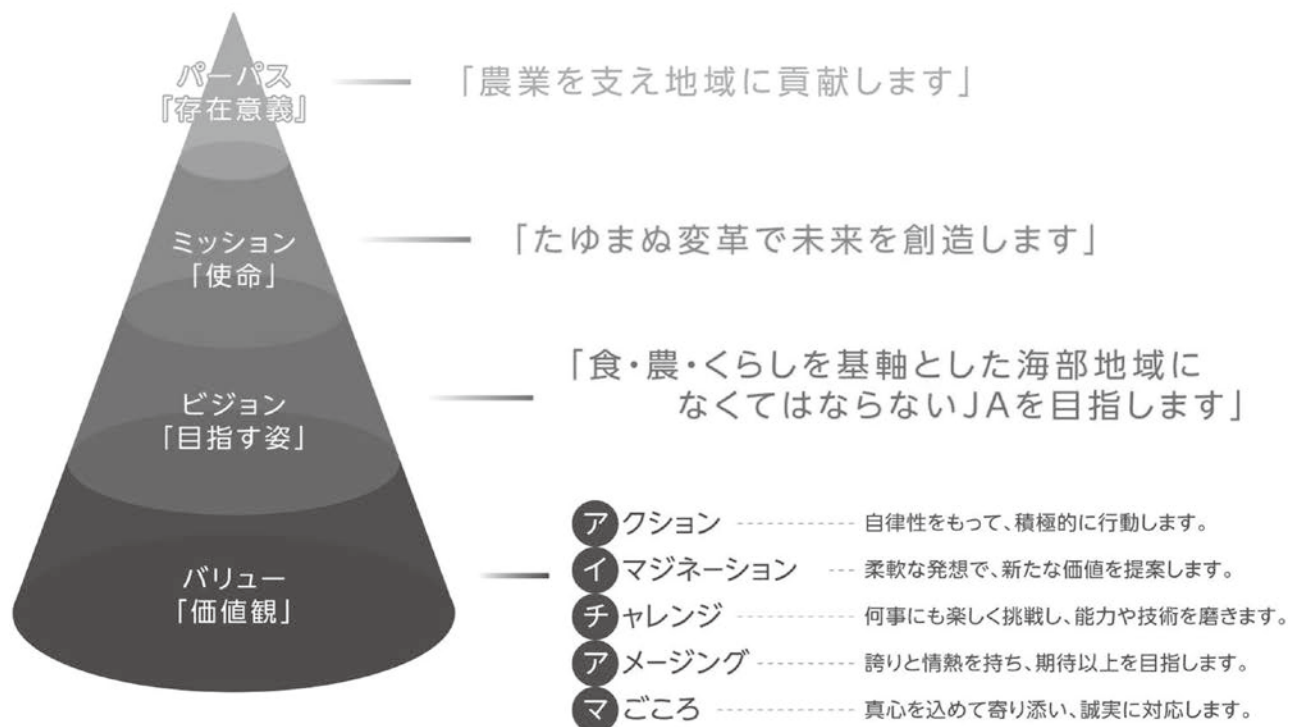
©2017 JA-KYOSAI

お問い合わせ

JAあいち海部 農産部 担い手課 TEL 0567-23-6913
FAX 0567-23-3018

~ MEMO ~

経営理念



基本方針

活力ある「地域農業をつくる」

行政・関係団体と連携した担い手・産地づくり、総合力を活かした農家支援、共同利用施設の有効活用、有利販売の実践等により、活力ある地域農業づくりを進めます。

また、地域特性を活かした魅力ある直売所事業の展開や、食農教育活動の充実、デジタル接点の活用等により、地域農業のファン拡大に取り組みます。

組合員・地域に密着した事業展開

組合員・利用者のニーズやライフステージに応じた、総合力を活かした良質なサービスの提供と相談機能の発揮により、より身近で頼りになるパートナーを目指します。

組織基盤・経営基盤の確立・強化

組合員との対話を通じた意思反映の充実に努めるとともに、組合員組織の活性化に取り組みます。

また、経営管理・リスク管理の高度化と内部管理態勢の強化により、健全性の高い強固な経営基盤の構築を進めます。

次代を担う職員の育成

地域農業や組合員の豊かなくらしに貢献できる人材の定着・確保に向けて、JA理念や経営戦略を踏まえて主体的に行動できる職員の育成に取り組み、人的資本経営の実践を目指します。



あいち海部農業協同組合

〒496-0876 愛知県津島市大縄町9丁目63番地

TEL.0567-28-6688

<https://www.ja-aichiama.com/>

